

第 74 回岩手県環境影響評価技術審査会

日 時 平成 29 年 11 月 27 日(月) 13:30～

場 所 エスポワールいわて 3 階特別ホール

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 「(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書」について
(資料No.1～資料No.4)

(2) その他

3 閉 会

【配付資料】

資料No.1：(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に係る環境影響評価手続状況

資料No.2：(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書に対する意見(大船渡市)

資料No.3：(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書意見の概要

資料No.4：(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

(仮称) 大船渡バイオマス火力発電事業に係る届出等の状況

事業の名称	(仮称) 大船渡バイオマス火力発電事業	
適用区分	条例第2種	
事業の種類	火力発電所の設置の事業	
事業の規模	出力 112,000kW	
事業の実施区域 (予定地)	大船渡市赤崎町字山口 179 番 (大船渡港永浜・山口地区工業用地)	
事業者の名称	前田建設工業株式会社	
概要書	提出 (届出)	平成28年 4月22日
	現地調査	平成28年 5月13日
	技術審査会の審査	平成28年 6月 2日
	第2種事業の判定	平成28年 6月20日 ※届出の日から60日以内
方法書	提出	平成29年 6月14日
	縦覧期間	平成29年 6月15日～平成29年 7月14日
	住民等の意見書の提出期間	平成29年 6月15日～平成29年 7月28日
	説明会	平成29年 6月27日～平成29年 6月28日 平成29年 7月18日
	意見の概要書の受理	平成29年 9月12日
	技術審査会の審査	平成29年11月27日
	知事意見の送付	平成29年 月 日 (期限:平成29年12月11日) ※90日

市 第 152 号
平成 29 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

大船渡市長 戸 田 公 明

岩手県環境影響評価方法書に係る意見等について（回答）

平成 29 年 9 月 19 日付環保第 273 号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 意見等

- ① ダイオキシン類の発生は微量であるとして評価項目に選定されていませんが、住民等から影響を懸念する意見が出されていることから、ダイオキシン類が継続的に発生することによる湾内水質の変化や魚介類への蓄積可能性、大気環境などへの影響について、評価を行っていただきたい。
- ② 漁業者は、プラント用水に活用しなければ大船渡湾に流入したと考えられる伏流水と、公共下水道の排水処理水との水量、温度及び水質の違いが、大船渡湾内生産物（特にカキ・ホヤ等の養殖物及びアワビ・ナマコ等の採介藻漁業対象種）にどのような影響を及ぼすことになるのか不透明なことから、漁業生産への影響について不安を感じています。評価項目等の選定にあたっては、漁業者の意見を反映いただき、評価結果を漁業者に対して説明していただきたい。
- ③ プラント用水取水井戸から地下水を 1 日 5,500 m³取水した場合、水道水源への影響が懸念されます。井戸の位置を明示し、水位低下の影響と範囲を提示していただきたい。また、地下水位は年間で変動していますが、渇水期における取水の影響についても提示していただきたい。また、取水を予定している区域には、地下水を利用している事業所があることから、事業者に対して取水の影響について説明し、理解を得ていただきたい。
- ④ 2.2.6 工事の実施に係る事項中、(6) 工事中の排水に関する事項に、工事排水については雨水排水とともに公共用水域に放流する旨が記載されています。これについては、以前、「(仮称)大船渡港バイオマス混焼石炭火力発電所建設事業 岩手県環境影響評価条例第 5 条第 1 項による第 2 種事業の判定に係る事業計画の概要書」についての意見として、大船渡市の下水排除方式は分流式であり、汚水と雨水を別々の管きよ系統で排除しなければならないため、工事中に発生する工事排水及び雨水排水については、公共下水道への放流はできない旨を指摘し、公共下水道に放流するとして当初計画の修正を求めたものです。しかし、表 4.1-2(2)及び表 6.1-2(3)環境影響評価の項目として選定した理由等の環境要素の区分「水環境・水質・土砂による水の濁り」、影響要因の区分「建設機械の稼動・造成等の施工による一時的な影響」の項目の理由に、工事の実施に伴う排水及び雨水は、沈砂槽等で適切に処理した後、大船渡市の公共下水道に放流することから、評価項目として選定しないと記載されており、前段の記載内容と異なっているため、環境影響評価項目の削除を行う理由にならないことから、修正していただきたい。
- ⑤ 第 3 回の住民説明会の事業者回答では、温排水について、敷地内の排水処理施設を通すことで排水の温度は 30 度以下と考えているとのことですが、環境影響評価方法書では排水処理施設の種類が未定となっています。排水の温度を 30 度以下とするために排水処理施設はどのような施設を検討しているか提示していただくとともに、排水の水質及び

大船渡浄化センターへの流入水の想定温度を提示していただきたい。

- ⑥ 騒音・振動については、第2種事業の判定の際には防音壁の計画もありましたが、小中学校や住宅が高台に移転したことから、高台への影響など慎重な評価をしていただきたい。また、デシベル数が低い場合でも低周波騒音の影響も懸念されますので、これについても評価していただきたい。
- ⑦ トラック等大型車両の運行により、騒音、排気ガス、ばい煙などの発生が予想されます。新県道開通後も現在の県道を利用するなど、小中学校や住宅への影響、及び稼働時の排ガスによる付近の森林などへの影響を低減していただきたい。
- ⑧ 第2種事業判定の際には、20mの防音壁の設置を計画されておりますが、周囲に学校や住宅地が近接していることから、防音措置等については周辺景観へ配慮し地域住民等との合意形成を図っていただきたい。また、景観の評価に関する眺望点の場所選定にあたっては、住民意見を反映していただきたい。
- ⑨ 煙突の高さが59mと第2種事業判定時の計画よりも低くなったことから、高台にある学校や住宅への影響が懸念されるので、排煙について慎重に評価していただきたい。
- ⑩ 廃棄物の分別、保管、処理については、悪臭や粉じん、害虫の発生予防など、具体的な措置を評価していただくとともに、周囲の環境保全に十分配慮していただきたい。
- ⑪ 市道の利用にあたっては、道路法等を遵守し、必要に応じて事前協議をしていただきたい。また、市道の汚損及び破損の防止に努め、汚損及び破損した場合には、速やかに復旧していただきたい。
- ⑫ 事業の計画にあたっては、地域の木材の積極的な活用に努めていただきたい
- ⑬ 当該事業用地には、埋蔵文化財の所在を明確に示すものは確認できません。また、周辺の文化財に及ぼす影響はないものと判断されます。なお、開発事業等を行うにあたり、遺物・遺構等を発見したときは、速やかに当市教育委員会に連絡していただきたい。
- ⑭ 燃料の運搬は、海上輸送により港湾を利用する計画であることから、ふ頭等への荷揚げ及び工場敷地までの運搬の際、粉じん等によって環境に悪影響を及ぼさないこと、また、ふ頭用地内に荷揚げし、一時仮置きする場合には、火災等の発生に十分配慮するなど、港湾施設内の保安に努めていただきたい。
- ⑮ 事業の実施区域は、都市計画上、都市計画区域内、用途地域の指定の無い区域です。事業を実施するにあたり、土地の区画形質の変更(3,000㎡以上)が伴う行為を行なう場合は、都市計画法第29条第1項の規定による許可(開発許可)が必要となる可能性があります。なお、開発許可権者は、岩手県県土整備部都市計画課です。

<担当>

生活福祉部市民環境課

電 話 : 0192-27-3111 (内線 125)

F A X : 0192-21-3118

岩手県

29.11.15

環保第

方

(仮称) 大船渡バイオマス火力発電事業

環境影響評価方法書についての
意見と事業者の見解

平成29年8月

前田建設工業株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	6
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	6
1.1.1 公告の日	6
1.1.2 公告の方法	6
1.1.2.1 日刊新聞による公告	6
1.1.2.2 その他の方法によるお知らせ	6
1.1.3 縦覧場所	6
1.1.4 縦覧期間	6
1.1.4.1 縦覧期間	6
1.1.4.2 縦覧時間	6
1.1.5 縦覧者数	7
1.2 環境影響評価方法書の説明会の開催	8
1.2.1 公告の日及び公告方法	8
1.2.2 開催日時と場所	8
1.2.3 来場者数	8
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握	9
1.3.1 意見書の提出期間	9
1.3.2 意見書の提出方法	9
1.3.3 意見書の提出状況	9
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見と これに対する事業者の見解	10
第3章 住民説明会において出された住民からの意見とこれに対する事業者の回答の概要	48

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「岩手県環境影響評価条例」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用等により公表した。

1.1.1 公告の日

平成29年6月15日（木）

1.1.2 公告の方法

1.1.2.1 日刊新聞による公告

平成29年6月14日（水）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した（別紙1）
・東海新報（朝刊）

1.1.2.2 その他の方法によるお知らせ

上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

- ・当社ウェブサイトにて、平成29年6月15日（木）より掲示（別紙2）
- ・大船渡市広報6月号（平成29年6月5日（月）発行）に掲載（別紙3）
- ・関係地区に対して、チラシの投函（別紙4）

また、岩手県のウェブサイトにて、情報が掲載された。

1.1.3 縦覧場所

縦覧は、表1-1に示す自治体庁舎2箇所及び当社ウェブサイトにて実施した。

表1-1 方法書の縦覧場所

縦覧場所	所在地
大船渡市役所 本庁 市民環境課	大船渡市盛町字宇津野沢15
岩手県大船渡地区合同庁舎 1階県民ホール	大船渡市猪川町前田6-1

1.1.4 縦覧期間

1.1.4.1 縦覧期間

平成29年6月15日（木）～平成29年7月14日（金）

1.1.4.2 縦覧時間

自治体庁舎では、各庁舎の開庁時間に準じ、以下のとおりとした。

8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

当社ウェブサイトでの縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

1.1.5 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は、225人であった。

[内訳]

- | | |
|---------------|------|
| ・大船渡市役所 本庁 | 189人 |
| ・岩手県大船渡地区合同庁舎 | 36人 |

なお、当社ウェブサイトへのアクセス数は、1,036回であった。

1.2 環境影響評価方法書の説明会の開催

「岩手県環境影響評価条例」第8条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知させるため方法書説明会（以下「説明会」という。）を開催した。

1.2.1 公告の日及び公告方法

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する新聞公告と同時に行った（別紙1）。また、説明会の開催のお知らせを当社ウェブサイト（別紙2）と大船渡市広報（別紙3）に掲載するとともに、開催地区に対してチラシ（別紙4、5）を投函し、周知を行った。

1.2.2 開催日時と場所

表1-2 説明会の開催日時と場所

回数	開催日	開催時間	開催場所
第1回	平成29年6月27日(火)	18:30～20:00	大船渡市立赤崎地区公民館
第2回	平成29年6月28日(水)	19:00～20:30	勤労者福祉施設シーパル大船渡
第3回(追加)	平成29年7月18日(火)	18:30～20:00	大船渡市立赤崎地区公民館

1.2.3 来場者数

来場者数は以下の通りであった。

第1回（平成29年6月27日）	：49人
第2回（平成29年6月28日）	：11人
第3回（平成29年7月18日）	：30人
合計	：90人

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「岩手県環境影響評価条例」第9条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

1.3.1 意見書の提出期間

平成29年6月15日（木）から平成29年7月28日（金）まで
（郵送の受付は当日消印有効とした）

1.3.2 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函及び郵送により意見を受け付けた（別紙6）。

1.3.3 意見書の提出状況

意見書の提出件数および提出者数は211件225人、これに住民説明会で配布された質問書2件（2人とカウント）を加えると、計213件227人であった。

[内訳]

・意見書箱（大船渡市役所 本庁 市民環境課）	189件	189人
・意見書箱（岩手県大船渡地区合同庁舎）	22件	36人
・住民説明会で配布された質問書	2件	2人
合計	213件	227人

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見とこれに対する事業者の見解

「岩手県環境影響評価条例」に基づき、事業者へ提出された環境の保全の見地からの意見は227人から寄せられた。これに対する事業者の見解は、表2-1(1)～(38)に示すとおりである。

なお、表中の「意見」欄は、意見書の原文のとおりに記載した。

表2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
1～ 164	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。	ご意見として承ります。
165 ～ 166	大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。	ご意見として承ります。
167	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 断固反対する	ご意見として承ります。
168	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 反対！！	ご意見として承ります。
169	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 絶対反対	ご意見として承ります。
170	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 (ダンコ)	ご意見として承ります。
171	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 絶対反対する	ご意見として承ります。
172	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 断固反対	ご意見として承ります。
173	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 反対します	ご意見として承ります。
174	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 反対	ご意見として承ります。
175	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 反対です	ご意見として承ります。
176	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 反対	ご意見として承ります。
177	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 火力発電事業反対です。	ご意見として承ります。
178	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 火力発電事業に反対する。	ご意見として承ります。
179	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 発電事業大反対です	ご意見として承ります。
180	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 反対です！！(火力発電事業)	ご意見として承ります。
181	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 建設に対する事前説明がない 反対する	ご意見として承ります。
182	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 火力発電反対します。	ご意見として承ります。
183	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 海をかえせ！	ご意見として承ります。
184	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 バイオマス火力発電事業に反対します！！	ご意見として承ります。
185	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 生活破壊になるのでやめろ	ご意見として承ります。
186 ～ 188	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 絶対反対です。	ご意見として承ります。
189	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 地区内の環悪化になる為に。	ご意見として承ります。

表 2-1(2) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
190	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。信頼できない…同行社員の態度対応(腕を組み壁に寄り添って状況を見聞していた)姿勢が悪く、誠意が感じられず、会社自体が信頼できない。	ご意見として承ります。
191	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。排ガス・騒音など生活への影響は建設中の対応だけが説明、稼働後の説明がない。断固反対する。	ご意見として承ります。
192	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 ・未来のためにも、絶対反対です ・せっかく復興復旧に繋がっているのに自然を壊すな。	ご意見として承ります。
193	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。H9年の漁民・住民と県埋立合意に反する事項であり、影響評価等必要ない。	ご意見として承ります。
194	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。これ以上、海、大空は汚さないで下さい。美しい地球と子孫を守るのは私達ではありませんか。	ご意見として承ります。
195	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。現状での予測調査で、稼働後の変化や生活環境への影響等の説明等がない。断固反対	予測・評価の結果については準備書段階で説明します。
196	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。人体または環境に影響するならやめてほしい。	環境への影響をできるだけ小さくするよう努めます。
197	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。「豊かな海！」赤崎の景観が悪くなるので反対！！	環境への影響をできるだけ小さくするよう努めます。
198	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。新しい土地で生活するのに環境上よくないと思い、バイオマス発電事業には反対します。	環境への影響をできるだけ小さくするよう努めます。
199	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。生活環境上よくないバイオマス火力発電事業に反対する	環境への影響をできるだけ小さくするよう努めます。
200	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。地域環境への影響、ダイオキシンの発生、漁業への打撃等悪い事ばかりです。	環境への影響をできるだけ小さくするよう努めます。
201	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。住み良い町を望んでいる住民の願いに逆行します。	ご意見として承ります。
202	・バイオマス火力発電は反対です ・せっかく復興復旧に繋がっているのに自然の環境を壊すからです ・これからの未来のためにも絶対反対です	環境への影響をできるだけ小さくするよう努めます。
203	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。私達は今やっと集団移転の高台に家を建てることが出来る時 未来を引きつぐ子供達のためにも環境が汚されていくのが心配です 津波で何もかも失った今、これから出来る町、自然を残して行きたいので反対です。	環境への影響をできるだけ小さくするよう努めます。
204	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。絶対反対 バイオマスは赤崎地区だけではなく大船渡市全体に悪影響を及ぼします。数年先は小学校中学校と統合され、盛、立根、大船渡に集まります。この子供達の将来に不安を感じます。 前田建設の社員家族をこの大船渡に永住させて下さい！！貴社の家族はこの事業に賛成するのでしょうか？ 前田建設は会社の利益の為の事業をするのですかね？人間はどうしても良いのですか？	環境への影響をできるだけ小さくするよう努めます。

表 2-1 (3) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
205	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 6年前の大津波での地区のさま変り、住民の心労が少しづつついてる中で、また環境悪化になるおそれと小、中学校も近い事からだんじて反対します この自然を子供達の為にも守りぬきたい。	環境への影響をできるだけ小さくするよう努めます。
206	(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対する。 事業の計画を知った時は驚きました。 私たちの生活が、被災した上に生活の安全を脅かす事業が計画されているとは… 体への影響不安、将来ある子供達への健康不安が考えられるのなら、絶対反対です。 何故、大船渡？やるなら計画事業を考えている人達の自宅の近くで計画してみたら良いと思います。	ご意見として承ります。
207	工業岸壁周辺地への応募企業ゼロというのは虚偽だったのではないか。 地元からの反対を懸念して極力秘密裏に進めようとしていたのではないか。 海の埋め立てから始まり、赤崎の復興に至るまで、県の地元への対応には全く誠意が感じられない。政治の貧困が感じられてならない。	ご意見として承ります。
208	・環境影響評価方法書(要約書)p66 生態系→施設の稼働(温排水)で、「温排水は、公共下水道に放流する。」の中で、海に流すのだが、海水温度は、上がるのですか？海産物に対する影響は？調べる必要があるのではないかと思います。	計画施設からの排水については、浄化センターの受入水質基準などを満たしたうえで、浄化センターに放流する計画です。
209	岩手県環境影響評価方法についての質問・意見提案 (仮称)大船渡バイオマス火力発電事業について 質問 及び意見 質問 1 立地について 燃料は何であれ、火力発電所を、保育園・小学校・中学校の隣地に、又、住宅地(震災後の集団移転地)の隣地に新設しているところがありますか？ ある場合はどのように対処して稼働していますか？ 具体的な説明を求めます。 2 良質の木質ペレットについて 火力の主燃料を、良質の木質ペレットのみとしています。インターネットなどの情報によれば、世界的に同様事業が多いため、すでに良質のみの確保は、価格を度外視しても数量確保は不可能なことという情報がありますが、どの様に、確保するのか具体的に説明を求めます。 又、使用段階で誰がどのように、良質か、否かをチェック出来るのでしょうか？石炭との混焼は、絶対にありませんか？具体的に説明を求めます。 3 廃棄物処理について 毎日大量に発生する、産業廃棄物(ダイオキシンを含んだ灰と思う)を、どの様に処理するのか具体的に説明を求めます。	火力発電所の隣地に小学校等が立地している事例はありますが、その詳細は不明です。本事業は、関係法令に順守した施設の建設を行ってまいります。 燃料とする木質ペレットの確保に当たっては、数量、品質を明記した契約により確保する計画です。 本事業はバイオマス専焼で計画しており、石炭などを使用する計画はありません。 施設から発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに則り適正に処理・処分する方針です。

表 2-1(4) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
209 続き	<p>意見・提案</p> <p>1 予測数値項目は、小野田セメント㈱と合わせてダイオキシン検査を行うこと 現在大船渡市では、太平洋セメント㈱もバイオマス発電をおこなっています。 各種予測数値を評価するにあたり、太平洋セメント(㈱)を含めた、数値を提出するように求めます。 併せて、ダイオキシンについて7月18日の説明では、意図的に外したとの思いを持ちました。健康被害に直結するダイオキシン数値を項目として入れることを強く要求します。</p> <p>2 市民全体への説明会を開催するよう提案します。</p> <p>本火力発電事業は、以下の理由等から、大船渡市に多大な影響を与える事業と思います。</p> <p>①盛川を水源として日量5,500tの地下水を汲み上げによる生活用水の懸念 盛・猪川・立根・日頃市地区の相当数の世帯において、井戸を生活用水としています。特に該当住民に本事業に係る影響などを説明する必要があると考えます。又、温度30度の使用済み地下水を、大船渡浄化センターに流し最終処分し海に放出とのことですが、大船渡市の浄水場にそのような処理能力は有るのでしょうか。</p> <p>②市民の健康に対する被害の懸念 現在、太平洋セメント㈱の火力発電所は規制値をクリアしているとして、稼働し、毎日排ガスを放出しています。そのガス内の粉塵、ダイオキシンは空中に溶けず、地上なり、海に落下しています。直ちに健康には影響がないとのことですが、ダイオキシンは発生したものは消えることはなく(特殊な処理が必要とのこと)蓄積するのみです。対策はできるだけ出さないようにすること、しかないようです。今般、規制値をクリアさえすればとして、現在稼働中の火力発電のある場所に、更にばい煙、粉塵・ダイオキシンを1年中24時間降下させることによる市民の健康被害が懸念されます。</p> <p>③ダイオキシンなどによる風評被害の懸念 規制値はあくまでも、ここまでは大丈夫だろうとの数値ですから、ダイオキシンなどの長年の蓄積により、貝毒の増加、野菜類の汚染等、漁業・農業への悪影響は必ず生じると思っています。それに伴い大船渡産、三陸産と言う長い年月で築き上げたブランドを持つ、水産業、食品製造業にも多大な風評被害が懸念されます。</p> <p>④火力発電の事故についての懸念 18日の説明会で津波浸水地域に設置することに関して、安全になるよう設計するとの回答でしたが、当然のことです。しかし、福島原発を、見るとおり安全に設計されていたものが現在あの状況です。万が一を想定した場合、隣接の中学校、永浜団地(震災後の集団移転地)の他にも大船渡湾に接した場所は全て危険地域と思います。</p>	<p>本施設は、木質ペレットを燃料とした火力発電所の設置を行うものであり、排ガス中に含まれるダイオキシン類は微量であると考えます。そのため、排ガスによる影響項目としてダイオキシン類は選定しておりません。</p> <p>ご意見として承ります。</p> <p>計画施設の稼働に伴う地下水汲み上げによる影響については、今後、予測及び評価を実施し、その結果について準備書において明らかにしてまいります。計画施設からの排水については、浄化センターの受入水質基準などを満たしたうえで、浄化センターに放流する計画であり、今後、浄化センターとも協議を行います。</p> <p>本施設は、木質ペレットを燃料とした火力発電所の設置を行うものであり、排ガス中に含まれるダイオキシン類は微量であると考えます。そのため、排ガスによる影響項目としてダイオキシン類は選定しておりません。</p> <p>本施設は、木質ペレットを燃料とした火力発電所の設置を行うものであり、排ガス中に含まれるダイオキシン類は微量であると考えます。そのため、排ガスによる影響項目としてダイオキシン類は選定しておりません。</p> <p>施設の安全性を十分担保できるよう計画してまいります。</p>

表 2-1 (5) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
209 続き	<p>3 本火力発電事業は、御社の生き残りのための多角化事業であります。総合的な雇用はどの程度かわかりませんが、農業・漁業・食物に関連した製造業などへの影響や市民の健康被害への懸念との兼ね合いを考慮するとき、地域社会に貢献する事業とは、思えません。本火力発電事業に反対します。</p> <p>御社のコーポレートガバナンスにあります、顧客と地域社会に信頼感・安心感・満足感を与える品質を提供することを基本理念とする事を信じ、本質問と、意見、提案にお答えいただくようお願いいたします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
210	<p>(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書についての意見書 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書に示されている環境影響評価は地元民視点からの見方が欠落していて、到底容認できない。 1. 煙突の高さは59mということだが、隣接する高台(防災集団移転地)は高い所で標高35mの位置にあり、風の向きによって煙突からの排煙を直接吸い込む形になり、塵肺等の健康被害が生じる怖れがある。特に呼吸器系に持病がある人にとっては重大 2. 家庭菜園で作る作物に有害物質を含んだ灰が付着すると思われる…安心して食べられない 3. 絶え間なく聞こえてくる発電所操業による騒音は、今まで普通であった鳥のさえずり、虫の音などの自然からの贈りものともいうべき癒しの音をかき消してしまう。何よりも、四六時中聞こえてくる騒音により、睡眠障害、耳への影響等の健康被害が生じる怖れがある。 4. 市内でも有数の眺望が得られる高台の集団移転地からの景観が完全に破壊される。震災で家を失ない、6年以上経て、やっとの思いで再建した喜びを踏み躪る行為と思える。 <p>その他にも危惧することが多々あるが、直接的に肌を感じる騒音、煤煙、景観どれをとっても、地元民にとって、環境の破壊が甚だしく、法令等で定める規制値内だから可ということではなく、現況に比べてどれだけの影響(今までの環境が激変する)があるかということが、地元民にとって非常に重大なことである。</p> <p>以上、直接的な被害を受ける地元住民として、火力発電所の建設・操業に断固反対する。</p>	<p>排ガスの影響については、今後、予測及び評価を行い、その内容については準備書にて明らかにしてまいります。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音については、今後、予測及び評価を行い、その内容については準備書にて明らかにしてまいります。</p> <p>集団移転地からの眺望は、今度、予測及び評価を行い、その結果については準備書にて明らかにしてまいります。</p> <p>環境への影響をできるだけ小さくするよう努めます。</p>

表 2-1(6) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
211 ～ 222	<p>(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業にかかる環境影響評価方法書に対する意見(提出)</p> <p>赤崎地区振興協議会並びに赤崎地区内各地域公民館及び赤崎地区内各復興委員会では、前田建設工業株式会社が永浜・山口地区工業用地に計画しているバイオマス火力発電事業について、町を破壊し、漁業等の産業を破壊し、地区住民の生活環境を破壊し、復興の妨げとなるので断固反対する。</p> <p>(理由)</p> <p>(1)永浜・山口地区工業団地造成についての岩手県・大船渡市・赤崎漁業協同組合との合意に反する。いま、永浜・山口地区工業用地で行われようとしていることは、工業用地造成についての漁民や地区住民との合意に関する根本精神を無視し、合意事項を破壊するものである。従って岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書を環境影響評価審査会に諮ることなく却下すべきことである。そもそも平成9年3月17日、岩手県・大船渡市・赤崎漁業協同組合の三者において永浜・山口港湾整備事業が合意されたが、合意に至る迄の経過の中で漁業への影響、生業を失う者への対応、地区環境及び地区住民の生活環境への配慮等が話し合われ合意に至ったものであり、バイオマス火力発電事業計画はこれを覆す。</p> <p>(2)岩手県が地元住民に説明してきた内容と違う。岩手県はこの問題に誠実か。震災後、岩手県は、工業用地を分譲するにあたり事前に地元住民とはよく話し合いをすと言い、住民の困るような事や嫌がる事はしないと語り続けてきた。赤崎地区振興協議会では、大船渡市を介して岩手県に対し、埋立合意に至る迄の漁民・住民との話し合いの記録を開示するよう求めてきたが、岩手県からは記録が見つからないとの理由で開示されていない。その後、昨年9月8日に岩手県港湾課から工業用地分譲について港湾課で検討した募集要項で公募を行うと一方的に押し付けてきた。地元住民からは、どこか対象となる企業でもあるのかとの問いに無いとの回答であった。さらに、わずか3ヶ月間の公募後、今年1月12日には応募企業がないとの理由で製造業だけでなく全業種に募集枠を拡大した。その時点でも応募している特定の企業はないといていた。そしてその募集要項には、周辺住民の生活環境や、文教地区への影響に配慮する事が記載されているので心配は無いといていたが、これを遵守するという意思が感じられない。</p> <p>(3)既に実施されている被災地の復興、被災者の自立を台無しにする。いま、平成9年の三者合意が守られることなく、バイオマス火力発電事業が実施されれば、もはや合意時の約束が実行される可能性はなく、赤崎地区で暮らせない。東日本大震災津波で家を失い、やっとの思いで高台移転した被災者が、今度はバイオマス火力発電事業に追い詰められ、また、新しく造られた小・中学校の環境が悪化することになれば、将来に希望を持って努力している町民への背信行為である。バイオマス火力発電事業をこの場所で行わなければならない必然性はどこにあるのか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>ご意見として承ります。</p> <p>計画地は工業用地ということで選定しております。また、燃料とする木質ペレットについては輸入により調達する計画であることから、港湾に近い場所として有効であると考えました。</p>

表 2-1(7) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
211 ～ 222 続き	<p>(4)技術審査会は中立か。 事業者からのみ事情説明を受けるべきでは無く、直接地元住民からも事情説明を受けるべきである。 今回の環境影響評価方法書や平成28年6月2日に行われた第58回岩手県環境影響評価技術審査会会議録を見ると、岩手県港湾課・大船渡市及び事業者の間でバイオマス火力発電事業推進に向けて、工場用地分譲要件、住民説明会のタイミング等協議しており、これまでの岩手県・大船渡市が地元住民に行った説明に不信感を持たざるを得ない。 また、技術審査会委員の発言にも疑問を抱かざるを得ない。周辺住民の生活環境や文教地区への影響について多少の配慮を持って住民が受け入れ可能になるような発言は我々の生活環境を軽んじている。 ダイオキシンについても何の説明も発言もない。なぜか。</p> <p>温排水については、大船渡市の下水道事業所に排水処理するので大丈夫であるとしているが、大船渡市下水道事業所には温排水を冷却する能力は無い。温排水がそのまま大船渡湾に排出されると、大船渡湾における漁業が壊滅する。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>本施設は、木質ペレットを燃料とした火力発電所の設置を行うものであり、排ガス中に含まれるダイオキシン類は微量であると考えます。そのため、排ガスによる影響項目としてダイオキシン類は選定しておりません。 計画施設からの排水については、浄化センターの受入水質基準などを満たしたうえで、浄化センターに放流する計画としています。</p>
223 ～ 224	<p>(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業の環境影響評価方法書についての意見書</p> <p>永浜地域大震災復興委員会として下記の項目について意見書を提出し、(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業計画に反対します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 排ガスについての意見、 2. 騒音についての意見、 3. 景観等についての意見、 4. 「木質ペレット」についての意見、 5. 「副産物として生成される廃棄物」について、 6. 大船渡市全域のダイオキシン類濃度2次元分布予測図を提示してください、 7. 地下水の汲み上げと温度のある排水で大船渡湾の貝毒発生率が劇的に上昇します、 8. 養殖漁業が全滅になる、 9. 地域住民にとっての経済的なメリットを示してください、 	

表 2-1(8) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～	排ガスについての意見	
224 続き	<p>1. 「方法書」 p.150、3) 施設の稼働 ア. 環境影響の回避・低減に関する評価、の項について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算手法(プログラム名も含めて)と入力データを提示してください。周りの地形が複雑なので、最大着地濃度地点と出現地点が意味不明です。 ・表 4.2-9 では、最大着地濃度地点が南南東 1.8 km とありますが、すぐそばに弁天山があり、これに遮られるのではないですか? 常識的には、弁天山によるダウンウォッシュで赤崎保育園、赤崎小学校、赤崎中学校、中赤崎地区がきびしいと思います。ボイラ建屋によるダウンウォッシュでは永浜地区①、永浜地区②、大立・永浜の集落がきびしいと思います。入力条件に周囲の地形を入れていませんか? <p>尚、これらを含む中赤崎地区は、太平洋セメント(株)のバイオマス火力発電所 7.5 万 kW の排ガス分にプラスされるので、その評価は極めて重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つまり、本施設から出される排ガス 2 次元分布図と太平洋セメント(株)のバイオマス火力発電所の排気ガス 2 次元分布図が重要です。提示して下さい。 ・本施設では排ガス処理設備として、乾式集じん装置を使うとのことですが、この装置では 0.2 μm 以下の粒子は除去できません。0.2 μm 以下の粒子による幼児などの心・循環器障害、中枢神経系障害が危惧されています。すぐ近くに、赤崎保育園があります。0.2 μm 以下の粒子の 2 次元分布予想図の提示を求めます。 ・降下ばいじん量は、野々田で平成 26 年度に、権現堂で平成 24、25 年度に、基準(望ましい値、10t/km²・30 日)を超えています(平成 28 年度大船渡市の環境、p.35)。このデータから類推して、大船渡湾の地形による風向きを考慮すれば、赤崎保育園における降下ばいじん量は、すでに、常時、基準を大幅に上回っていることとなります。すでにアップアップの状態です。さらにこの火力発電所の運転によって、降下ばいじん量がプラスされるので、この町では、とても暮らしていけない状況となります。降下ばいじん量の 2 次元分布予測図を提示して下さい。 ・今回、ボイラーには循環流動方式のものを採用するとのことですが、この型のは、微粉炭方式のものに比べ、汚染物質の排出量がかなり多いことが知られています。表 4.2-9 と表 4.2-10 の値は、変更前の微粉炭方式ボイラーでの計算値ではないでしょうか? 実際は、この表よりもかなり大きな値になると考えられます。 	<p>ご指摘の事項については、第 2 種事業判定時の検討結果です。施設計画については、第 2 種事業の判定時から、排ガス量などが変更されていることから、今後、予測及び評価を行います。その結果については、準備書にて明らかにしてまいります。</p> <p>なお、予測については、長期濃度予測と短期濃度予測について実施する予定です。</p> <p>長期濃度予測については、有風時: プルム式、無風時: パフ式を用い、複雑地形が存在する場合の拡散モデルとして、ERT PSDM モデルを用いて予測する計画です。</p> <p>短期濃度予測については、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時(リッド)、接地逆転層崩壊時(フュミゲーション)、煙突ダウンウォッシュ時について検討を行う予定です。</p> <p>太平洋セメント(株)における排ガスの状況が不明のため、重合予測はできません。</p> <p>ばいじんについては浮遊粒子状物質(SPM)として扱います。これは「大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 マイクロメートル以下のもの」と定義されたものです。</p> <p>計画施設の稼働に伴う降下ばいじんに対する影響は、燃料とする木質ペレットの集積などに伴う粉じんの発生が考えられます。計画では、木質ペレットはサイロに貯蔵し、飛散を防止します。また、サイロからボイラーまでの搬送は、密閉式のコンベアにより行うことで、粉じんの飛散を防止します。</p> <p>施設の稼働に伴う排ガスについては、今後、予測及び評価を行います。その結果については、準備書にて明らかにしてまいります。</p>

表 2-1(9) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>2. 煙突 h=80m ですか？実際は h=59m ではないですか？h=80m での計算なら、表 4.2-9 と表 4.2-10 は、全て誤りですか？</p> <p>・h=59m (ガス温度 146℃) でも良いという根拠を示してください。h=60m 以上なら、工事が始まる前までに大臣認可の取得が必要です。大臣認可取得には 1～2 年かかります。公募要綱に引き渡しから操業まで 4 年以内、というのが条件になっています。そのため、大臣認可を必要としない h=59m に意図的に下げた、と考えられます。すぐ隣に h=59m より高い弁天山があるのに、h=59m でも良いという根拠を示してください。尚、太平洋セメント・バイオマス火力発電の煙突は 150m です。</p> <p>3. 大船渡湾は山に囲まれているため、大気質が滞留することになります。h=59m では、周りの山々より低いいため、中赤崎が最も危険な状態になります。大気質に関して、最悪の条件を設定し、太平洋セメント(株)のバイオマス火力発電所 7.5 万 kW と合計した 3 次元分布予想図を提示してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">騒音についての意見</p> <p>1. 「方法書」p.154、3) 施設の稼働 ア. 環境影響の回避・低減に関する評価、の項、「稼働に伴う工場騒音」とありますが、以下の機器の騒音スペクトルが提示されないと、予測計算ができないので、提示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機の騒音スペクトル、音圧、周波数、波形 ・蒸気タービンの騒音スペクトル、音圧、周波数、波形 ・ボイラーの騒音スペクトル、音圧、周波数、波形 ・排ガス処理設備の騒音スペクトル、音圧、周波数、波形 ・冷却設備の騒音スペクトル、音圧、周波数、波形 ・上記以外の騒音発生源の騒音スペクトル、音圧、周波数、波形 <p>尚、代表周波数だけでは評価できないため、他の同型機器でも可ですので、提示してください。実際、太平洋セメント(株)大船渡工場からの低周波被害（障子や戸がカタカタ鳴る、など）が出ています。</p> <p>また、「プラント周囲には防音壁（高さ 20m）を設置する」とありますが、評価計算に必要なデータ（例えば下記のようなデータ）を提示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質（材料名、密度など） ・厚さ ・形状 <p>「方法書」のままでは計算できませんし、評価もできませんので、同じ材質なら他の施設のものでも可としますので、データを提示して下さい。</p>	<p>ここでの記載内容は、第 2 種事業判定時の検討結果を示したものです。現計画の煙突高さは 59m であり、今後、予測及び評価を行います。その結果については、準備書にて明らかにしてまいります。</p> <p>大気質の予測においては、複雑地形が存在する場合の拡散モデルとして、ERT PSDM モデルを用いて予測する計画です。</p> <p>また、太平洋セメント(株)における排ガスの状況が不明のため、重合予測はできません。</p>
		<p>ご指摘の事項については、第 2 種事業判定時の検討結果です。事業計画については設備機器の配置などが変更されていることから、今後、予測及び評価を行い、その結果については準備書にて明らかにしてまいります。</p> <p>高さ 20m の遮音壁については、第 2 種事業判定時に検討した内容であり、今回、事業計画の変更に伴い、施設の稼働に伴う騒音については改めて予測及び評価を行う予定です。その結果として、高さ 20m の遮音壁が必要になるかは現時点では判定ができません。施設の稼働に伴う騒音については今後、予測及び評価を行い、その結果については準備書にて明らかにしてまいります。</p>

表 2-1(10) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>上から 6 行目、「これらの環境保全措置を講じることにより、設備機器による工場騒音の環境影響は、実行可能な範囲内で低減されていると評価する」とありますが、エビデンスもなく「合格だ」ということですか？「方法書」は、いきなり結論として「合格だ」と書いています。これは小学生の作文ですか？この箇所ばかりではないのですが、この「方法書」は多くの個所において、エビデンスを示さずに直接結論にもっていき、読むに値しないところがあります。また、「実行可能な範囲内で低減されていると評価する」とは、意味不明です。つまり「環境基準に影響してもその対策はしない」ということですか？環境基準値＝実行可能な範囲、と変えているのではないのでしょうか。</p> <p>さらに、上から 11 行目、「なお、県道 9 号大船渡綾里三陸線を挟み近接する防災集団移転促進事業（永浜地区①）の造成面高さ相当における工場騒音の予測結果は、45dB 程度となるものと予測する。」とあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測計算の手法および入力データを示して下さい。 ・3 次元計算ならば、プログラム名および入力条件を提示して下さい。 <p>45dB 程度といっても、四六時中運転の場合、周波数によっては健康被害がでてきます。これまで 30dB 以下の生活をしてきた地域住民にとっては、耐えられるものではありません。また、永浜地区①には、標高 30m 以上の住宅もあります。この場合、直視成分と回折成分と反射成分の合計になります。この評価も非常に重要です。</p> <p>上から 13 行目、「予測結果は、50dB であり、特定工場の規制基準（夜間：55 dB 以下（工業地域））を満足することから、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。」とあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何の予測結果ですか？主語がないので意味不明です。 ・その際の予測計算の手法及び入力データを示して下さい。 ・夜間：55 dB 以下（工業地域）とはどの地域を指すのですか？永浜地区①ですか？永浜地区①は地区区分 A です。 <p>この「方法書」は、結論として「合格」としていません。しかしながらエビデンスはありません。さらに環境基準値＝実行可能な範囲、と変えているので、この「方法書」は審査に付すレベルに達していないので、<u>廃棄すべきものと判断します。本件に関する環境アセスの中止を求めます。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

表 2-1(11) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

<p>223 ～ 224 続き</p>	<p style="text-align: center;">景観等についての意見</p> <p>岩手県県土整備部が出している「大船渡港永浜・山口地区工業用地（第一期）平成 28 年 9 月公募要領の申込資格として、</p> <p>・基本方針の 4 項目、<u>周辺住宅、文教施設等の生活又は学習環境に悪影響を及ぼさない、かつ申込資格のウの項で、発火若しくは悪臭が生じ、又は周辺の美観を害するおそれのある貨物等を取り扱う施設でない、とされている。</u></p> <p>・しかし、環境影響評価方法書では、この申込資格をクリアするために、景観の個所で、意図的に、主要な眺望点として、「中赤崎学童館脇（距離 900m）」なる場所と「大船渡市魚市場 4 階展望デッキ（同 1400m）」なる場所を選んで評価している。なぜ主要な眺望点として、このような遠くの場所を、<u>わざわざ選んだのか？</u></p> <p>・実際は、予定地に隣接して、地域の人々の心のよりどころになっている巖島神社（同 100m）と、市内全域が一望でき、花で飾られた弁天山公園（同 100m）がある。巖島神社は歴史が古く、江戸時代には絵師によっても描かれている。訪れる人も多く、ここを選ぶべきだったのではないか？ 弁天山公園には市内の戦没者全員が記載された平和塔（慰霊碑）があり、発電所の存在は、いわば神聖な場所を汚し、戦没者の霊をも脅かすということにもなる。大きな望遠鏡が設置され、近くの国立公園の島々も一望できる唯一の場所であり、市内一の眺望を誇っている。隣（同 200m）の永浜湾は、ヨット係留拠点として活用される予定で、市内有数の憩いの場所になりつつある。ヨットマンが集結する場所で、三陸海岸唯一の憩いの場所にもなりつつある。つまり結論として、主要な眺望点は弁天山公園であり、発電所の設置は、この景観資源を著しく破壊するということになる。故に、結論としてこれらのどの一つをとっても、<u>永浜・山口地区工業用地（第 I 期）公募要領に該当しない、ことは明白である。</u></p> <p>・また、<u>県道沿いに、高さ 20m 遮音壁をつくること</u>のだが、これも、高台移転した団地住民の景観資源を著しく破壊する。ボイラ棟の高さが標高約 60m なので、これはほぼ弁天山の高さと同じレベルである。<u>高台移転した団地からの視野が著しく狭くなり、新築した中学校からの視野も著しく狭くなり、展望がきかず、この地域の景観資源を著しく破壊することになる。</u></p> <p>・そして、環境影響評価方法書の要約書 55p 「ア. 主要な眺望点及び景観資源」の項で、対象事業の実施による主要な眺望点及び景観資源への直接的な改変はない、と結論づけている。これは、当地のいろいろな観光パンフレットを引用した、とうかがえるが、<u>公募要領の申込資格を満たすためのもの</u>と判断する。 以上</p>	<p>第二種事業の判定における景観検討においては、「不特定かつ多数の人が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所」として、既存資料調査をもとに眺望点を選定しました。既存資料としては、「大船渡市の観光情報」、「大船渡市 公園」等を参照しました。</p> <p>第二種事業の判定時には、<u>集団移転地及び赤崎中学校については造成中であり、検討できませんでした。現時点では集団移転地、赤崎中学校ともに造成が完了していることから、今度、予測及び評価を行い、その結果については準備書にて明らかにしてまいります。</u></p> <p>高さ 20m の遮音壁については、第 2 種事業判定時に検討した内容であり、今回、事業計画の変更に伴い、施設の稼働に伴う騒音については改めて予測及び評価を行う予定です。その結果として、高さ 20m の遮音壁が必要になるかは現時点では判定ができません。施設の稼働に伴う騒音については今後、予測及び評価を行い、その結果については準備書にて明らかにしてまいります。</p>
---------------------------------	---	--

表 2-1(12) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p data-bbox="389 241 799 275">「木質ペレット」についての意見</p> <p data-bbox="261 309 914 376">(1) 上質な木質ペレットだけを燃料としたバイオマス火力発電所は実現不可能</p> <p data-bbox="261 398 914 656">上質な木質ペレットは高級品で、そのような高級品が、どうして火力発電所の原料として可能なのか？しかも、高い船賃と膨大な石油燃料を使って北米から運んでくるとは？これを「環境にやさしい」とは、明らかに狂っている？すでに良質な木質ペレットは入手が不可能で、その安定的な供給は専門家の間でも絶望視されているのに？何を血迷っているのか？全く、不可思議である。</p> <p data-bbox="261 678 914 902">やはり、別の意図(バイオマスを目玉にして復興予算の立地補助金を詐取し、FIT 認可を獲得し(20年間「再エネ発電賦課金」として地域住民から徴収できる)、その後、高効率で安価な石炭火力に変更する。あるいは途中から、高額な処理料をもらって、日本中でやっかいものになっている RDF ペレットを燃やすことになると考えるのが常識である。</p> <p data-bbox="261 925 914 1529">そもそも、木質ペレットは石炭(1.0万円/トン、2017年6月24日現在)に比べても、はるかに高価である(2017年6月27日説明会で前田建設工業(株)・●氏は2万円/トンを想定と回答)。石炭の場合は高温にでき、高効率(約40%)でしかも半値。木質ペレットの発熱量は圧倒的に小さく(例えば、重油1kg当たり10000キロカロリーに比べ、木質ペレット1kg当たり4000キロカロリー)、かつ水分を含むため、高温にはならず、低効率(約25%)。また、良質な木質ペレットは国際的な先物取引の市場があり、安価に手に入れることは不可能で、国際価格も毎年上昇している。現実的に、FITで優遇される20年間運転はありえない状況である。おそらく、資金調達として、プロジェクト・ファイナンス・ローンやプロジェクト・ボンドを組んだとしても、その非現実性に、格付けはBマイナスあたりが最高の評価で、この場合、ローン金利が高くなり、出す債権も投機的なものになり、投資銀行も逃げていくので、事業としての実現可能性は、ほとんどない、と言える。</p>	<p data-bbox="940 309 1425 409">燃料とする木質ペレットの確保に当たっては、数量、品質を明記した契約により確保する計画です。</p> <p data-bbox="940 678 1425 779">本事業はバイオマス専焼で計画しており、石炭や RDF を使用する計画はありません。</p> <p data-bbox="940 925 1425 1025">環境の保全の見地からのご意見でないことから、回答は控えさせていただきます。</p>

表 2-1(13) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>(2) 廃棄物(フライアッシュなど)をセメント原料に再利用できない</p> <p>より致命的な欠点は、木質ペレットの場合、廃棄物として大量に生成されるフライアッシュなどには、Na や K を多く含むため、これらの廃棄物をセメント原料として使えないことにある。ちなみに廃棄物の総量は、バグ・フィルタのフライアッシュ、ボイラ燃焼灰、ボイラ底部ボトムアッシュ、合わせて年間 7.3 万トン(推定)。このフライアッシュをセメント原料として再利用した場合、アルカリ熔融点降下により、セメント・キルンの中でいわば「土手」ができ、セメントクリンカーの形成に至らない可能性が高い。このことは、生産される大量の廃棄物を最終的にどうするのか、の問題に行き着く。例えば熱帯地方のどこかの国で処分するといった場合、さらに問題が深刻になる。つまり、大量の廃棄物の船による搬出は、大船渡湾にタンカーの大量のバラスト水(搬出先の国の海水)を呼び込むことになる。得体の知れないプランクトンが大船渡湾に入り込み、大船渡湾のプランクトンの生態系が急激に変わる可能性(貝毒発生など)が高い。すでに、このような例は多くの港湾で見られている。</p> <p>(3) 害虫が入り込む</p> <p>また、木質ペレットの場合、その時間経過に比例して、害虫が入り込む確率が高くなる。卵やさなぎで入り込み、荷揚げの時に孵化するという例が多い。燻蒸だけでは、害虫を駆除することはできない。かつて大船渡湾では、燻蒸による害虫駆除が大々的に行われていたが、なかなか駆除ができなくて、いろいろな事故が発生した。燻蒸作業による死亡事故も発生した。害虫駆除の問題を解決することは、非常に困難であることを、私たちはこれまでの経験上知っている。</p> <p>(4) つまり、「木質ペレット」は騙しのテクニックか?</p> <p>以上、本事業が当初の計画で実現可能とは考えられない。最初は木質ペレットだけで計画して復興予算の立地補助金を詐取し、FIT(再生エネルギー固定価格買取制度)認可を取得し、途中で、事業として採算が取れる石炭との混焼あるいは全石炭火力に切り替える、ということを狙った、騙しのテクニックではないか?</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>施設から発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに則り適正に処理・処分する方針です。</p> <p>また、施設から発生する廃棄物を日本国外で処理・処分する計画はありません。</p> <p>ペレットは粉碎し、高温処理のもと、圧縮・整形されるので、ペレットに生きた虫が紛れ込むことはないと考えます。</p> <p>現時点では、発電所に適用できる補助金はないと聞いています。また、石炭混焼は事業認定上できません。FIT は木質ペレット分のみ適用されます。</p>

表 2-1(14) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>「副産物として生成される廃棄物」について 方法書は条例違反、公募要綱違反。環境アセスは中止せよ！</p> <p>バイオマス火力発電所では、副産物として大量の廃棄物（バグ・フィルタのフライアッシュ、ボイラ燃焼灰、ボイラ底部ボトムアッシュ、など）が生成されます。推定では 200～250 トン/日という膨大な量です。毎日 10 トンダンプで 25 台分です。どこに捨てるのでしょうか。図面にはそのような施設が見当たりません。積み降ろし中での飛散や移動中での飛散など、県道一本で隣接する、地域住民や中学校の生徒たちにとって、健康上極めて重要なことがらであるにもかかわらず、前田建設工業㈱が作成した「環境影響評価方法書」（いわば実施計画書）には、一切、触れていません。</p> <p>項目として、p. 141 に「廃棄物の発生」の項に、確かに○印がついていますが、「環境影響評価方法書」の結論として、p. 172 に、稼働に伴う廃棄物に対して「・発生する廃棄物は、敷地内に設置する保管場所に分別、保管する。・発生する廃棄物のうち、再生可能なものは再生業者等に委託す有効利用を図る。これらの環境保全措置を講じることにより、施設の稼働に伴う廃棄物に係る環境影響は、実行可能な範囲内で低減されていると評価する。」と結論づけています。つまり、廃棄物に関しては、全く問題ないので評価しなくてよい、としています。そもそも「実行可能な範囲内で低減されている」というのは、意味不明です。環境に影響するの否かがその論点なのに、「環境に影響してもその対策はしない」ということなのでしょうか。</p> <p>このことは、運転により副次的に発生する毎日 200～250 トンの廃棄物を意図的に隠している、と言っても過言ではありません。重大なルール違反です。重大な条例違反です。重大な公募要綱違反です。前田建設工業㈱は公募に参加する資格はありません。</p>	<p>計画における木質ペレットの使用量は約 1,360t/日を想定しています。灰の発生量として 3%程度とすると 40t/日程度の灰が発生するものと考えます。発生した灰については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに則り適正に処理・処分する計画です。</p>

表 2-1(15) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>まず、これは明らかに「岩手県環境影響評価技術指針」第3条6項違反です。同項では、廃棄物等に関して「それらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度」とあります。前田建設工業㈱が作成した「環境影響評価方法書」では、これらの物理量を全く示さず、結論として「問題ありません」としています。加えて、このことは「公募要綱」基本方針「<u>周辺住宅、文教施設等の生活又は学習環境に悪影響を及ぼさない企業であること</u>」及び「<u>公募要領：申込資格オ「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業における積替え又は保管を行う施設でないこと</u>」にも著しく違反します。これは意図的な隠蔽なので、「犯罪的」ですらあります。とりあえず、思いついた問題点を列挙します。</p> <p>(1) バグ・フィルタのフライアッシュの発生量を明らかにしていない。 (2) ボイラ燃焼灰の発生量を明らかにしていない。 (3) ボイラ底部ボトムアッシュの発生量を明らかにしていない。 (4) 再生業者等に委託す有効利用を図る、とあるが意味不明。</p> <p>木質ペレットの場合、廃棄物として大量に生成されるフライアッシュなどには、Na や K を多く含むため、これらの廃棄物をセメント原料として使えない。このようなフライアッシュをセメント原料として再利用した場合、アルカリ溶融点降下により、セメント・キルンの中でいわば「土手」ができ、セメントクリンカーの形成に至らない可能性が高い。このことは、副次的に生産される大量の廃棄物を最終的にどうするのか、の問題に行き着く。例えば熱帯地方のどこかの国で処分するかといった場合、さらに問題が深刻になり、より複雑になる。つまり、大量の廃棄物の船による搬出は、大船渡湾にタンカーの大量のバラスト水（搬出先の国の海水）を呼び込むことになる。得体の知れないプランクトンが大船渡湾に入り込み、大船渡湾のプランクトンの生態系が急激に変わる可能性がでてくる。すでに、このような例は多くの港湾で見られている。これらの事柄は非常に重大なので、処分先を詳しく説明すべきだ。</p> <p>(5) 上記 (1)、(2)、(3) の最終処分方法や処分量を示していない。 (6) 保管や運搬での飛散量や環境（特に近隣）への負荷の量を示していない。 (7) 珪砂の使用量及びその産地、Hg や Cd などの重金属含有量を示していない。</p> <p>これらを示していないので「方法書」は廃棄し、環境アセスは中止すべきです。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>計画における木質ペレットの使用量は約 1,360t/日を想定しています。灰の発生量として 3%程度とすると 40t/日程度の灰が発生するものと考えます。発生した灰については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに則り適正に処理・処分する計画です。</p> <p>なお、本事業は木質ペレットを燃料とした火力発電所を建設するものであり、廃棄物処理施設を建設するものではありません。</p>

表 2-1(16) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ~ 224 続き	<p>大船渡市全域のダイオキシン類濃度 2 次元分布予測図を提示してください。</p> <p>1. 「方法書」 p. 150、3) 施設の稼働 ア. 環境影響の回避・低減に関する評価、の項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算手法 (プログラム名も含めて) と入力データを提示してください。周りの地形が複雑なので、最大着地濃度地点とその出現地点は簡単な計算ではできません。 ・表 4.2-9 では、最大着地濃度地点が南南東 1.8 km とありますが、これは蛸ノ浦漁港あたりでしょうか。そこまでは高い山あり谷ありで地形が複雑です。そもそもすぐそばに煙突よりも高い弁天山があり、これに遮られるのではないのでしょうか。常識的には、弁天山によるダウンウォッシュで、赤崎保育園、赤崎小学校、赤崎中学校、中赤崎地区がきびしいと思います。後ろを後ノ入の山々で囲まれているため、この付近に滞留すると思います。また、ボイラ建屋によるダウンウォッシュでは永浜地区①、永浜地区②、大立・永浜の集落がきびしいと思います。入力条件に周囲の地形を入れているのでしょうか。東側は山の壁になっています。地元のひとは、風がどのように流れていくのかをみな良く知っています。計算した方のみが知らなくて、無意味な数値を出していると思います。尚、中赤崎地区では、太平洋セメント(株)のバイオマス火力発電所 7.5 万 kW による排ガス分がプラスされるので、その評価は極めて重要です。 ・つまり、本施設から出される排ガス 2 次元分布予測図と太平洋セメント(株)のバイオマス火力発電所の排気ガス 2 次元分布予測図が重要です。本件における予測図を提示してください。 ・本施設では、排ガス処理設備として、乾式集じん装置を使うとのことですが、この装置では 0.2 μm 以下の粒子を除去できません。0.2 μm 以下の粒子によっても幼児などの心・循環器障害、中枢神経系障害が危惧されています。すぐ近くに、赤崎保育園があり、0.2 μm 以下の粒子に関する 2 次元分布予測図の提示を求めます。 ・さらに、いかなる粒子にも、ダイオキシン類はくっつきます。輸入木質ペレットに含まれる塩素量は、0.04w% (以下) とのことです (2017 年 6 月 27 日、前田建設工業・●●氏、説明会にて回答)。一日 1300 トンものペレットを燃やすということなので、バイオマス火力発電所での塩素の燃焼量は一日 520 kg (最大) ということになります。年間では最大 190 トンになります。ダイオキシン類は高温燃焼後の冷却過程で「デノボ合成」により生成します。ボイラーには循環流動方式を採用するとのことですが、この型は微粉炭方式のものに比べ、汚染物質の排出量がかなり多いことが知られています。そのため、運転後のサチレイト状態における、大船渡市全域のダイオキシン類の 2 次元分布予測図を提示して下さい。 	<p>本施設は、木質ペレットを燃料とした火力発電所の設置を行うものであり、排ガス中に含まれるダイオキシン類は微量であると考えます。そのため、排ガスによる影響項目としてダイオキシン類は選定しておりません。</p>

表 2-1(17) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>・降下ばいじん量は、野々田で平成 26 年度に、権現堂で平成 24, 25 年度に、基準（望ましい値、10t/km²・30 日）を超えています（平成 28 年度大船渡市の環境、p. 35）。このデータから類推して、大船渡湾の地形や風向きを考慮すれば、赤崎保育園における降下ばいじん量は、すでに、常時、基準を大幅に上まっていますこととなります。さらにこの火力発電所の運転によって、降下ばいじん量とダイオキシン類がプラスされるので、この町では、とても暮らしていけない状況となります。降下ばいじん量の 2 次元分布予測図を示して下さい。</p> <p>・表 4. 2-9 と表 4. 2-10 の値に関してですが、これらは変更前の微粉炭方式ボイラーでの計算値ではないでしょうか。もしそうであれば、実際はこの表よりもかなり大きな値になると考えられます。上記に示したような 2 次元分布の予測図に書き換えて下さい。</p> <p>2. 煙突 h=80m ですか？実際は h=59m ではないですか？h=80m での計算なら、表 4. 2-9 と表 4. 2-10 は、全て誤りですか？</p> <p>・h=59m（ガス出口温度 146℃）でも良いという根拠を示して下さい。h=60m 以上なら、工事が始まる前までに大臣認可の取得が必要です。大臣認可取得には 1～2 年かかります。公募要綱には、引き渡しから操業まで 4 年以内、という条件があります。そのため、大臣認可を必要としない h = 59m に意図的に下げた、と疑われても不思議ではありません。すぐ隣に h=59m より高い弁天山があり、東側には 70m 以上の山が迫っています。h=59m でも良いという根拠を示して下さい。尚、太平洋セメント・バイオマス火力発電の煙突は 150m です。</p> <p>3. 大船渡湾は山に囲まれているため、大気質が滞留することになります。h=59m では、周りの山々よりかなり低いため、ダイオキシン類などは、中赤崎が最も危険な状態になります。大気質全てに関して、太平洋セメント側のバイオマス火力発電所 7.5 万KW のものと合計して評価する必要があります。中赤崎に関して、滞留の最悪の条件を設定し、3 次元分布予想図を提示して下さい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>本施設は、木質ペレットを燃料とした火力発電所の設置を行うものであり、排ガス中に含まれるダイオキシン類は微量であると考えます。そのため、排ガスによる影響項目としてダイオキシン類は選定しておりません。</p>

表 2-1 (18) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>地下水の汲みあげと温度のある排水で大船渡湾の貝毒発生確率が劇的に上昇します。</p> <p>1. 地下水の汲みあげで、大船渡湾の塩分濃度を上げ、貝毒発生確率が上昇する。</p> <p>2017年7月18日の前田建設工業㈱の説明において、「大船渡湾への水の供給は年間2.8億トンで、内30%は蒸発する。つまり、年間1.●億(※)トンが供給され、52万トン/日であり、今回のバイオマス発電事業で使う量は、全体の0.8%程度であり、問題ない」、との説明であった。</p> <p>しかしながら、大船渡湾で貝毒の原因となっている有毒プランクトン・アレキサンドリウム・タマレンセの場合、海水温度との関係もあるが、塩分濃度33.63PSU程度(水量変化換算0.6%程度の上昇)で、異常発生することが確認されている(「大船渡湾におけるAlexandrium tamarenseの動態と水理特性」佐藤博信、他、土木学会東北支部技術研究発表会、平成18年度、など)</p> <p>そのため、地下水0.8%の吸いあげは、大船渡湾の貝毒発生確率を上昇させる。</p> <p>2. 30℃以下の温度ある排水で、大船渡湾の海水温度を上げ、貝毒発生確率が上昇する。</p> <p>2017年7月18日の前田建設工業㈱の説明において、「大船渡湾への温度ある排水は公共下水道(大船渡浄化センター、温度上限は45℃)に、30℃以下で放流するとのことであった。</p> <p>大船渡湾で貝毒の原因となっている有毒プランクトン・アレキサンドリウム・タマレンセの異常増殖温度は、10℃前後である。この30℃以下の温度ある排水により、大船渡湾の海水温度が上昇し、特に冬から春にかけて(通常は10℃以下)、その異常増殖の温度領域にさらされる期間が長くなる。</p> <p>そのため、温度ある排水は、大船渡湾の貝毒発生確率を上昇させる。</p> <p>3. 上記1. および2. の相互作用で、大船渡湾の貝毒発生確率が著しく上昇する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>本事業による地下水の汲み上げ量は、大船渡湾に供給されている河川水量に対して0.8%程度と考えられ、わずかであり、問題はないものと考えています。</p> <p>計画施設からの排水については、浄化センターの受入水質基準などを満たしたうえで、浄化センターに放流する計画です。</p>

※提出された意見書の数字が判別できないため、●で記載した。

表 2-1(19) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ~ 224 続き	<p>(仮称) 大船渡バイオマス火力発電事業で<u>養殖漁業が全滅になる可能性</u>があります。</p> <p>すでに、前田建設工業㈱によって、実施計画書(方法書)の業者説明会が行われています。大船渡港永浜・山口地区工業用地(第Ⅰ期)に計画している(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業による漁業への影響を検討しました。</p> <p>火力発電所は、別名、廃棄物製造機であり、温度の高い排水を行う湯沸かし器でもあります。今回の規模のものは、塩素を年間最大 190 トン燃焼させ、燃焼灰やフライアッシュなどの廃棄物を年間 7.3 万トン(推定)製造し、温度の高い水を大船渡湾に年間 57 万トン流し、さらにフルボ酸鉄などの養殖の栄養源を含む盛川地下水を、毎日 5500 トン奪うということになります。</p> <p>大船渡湾は、閉鎖的な水域で、部分的ではありますが、COD 値がすでに環境基準値をオーバーしていて、これ以上の負荷には耐えきれません。火力発電所の建設はこれに追い打ちをかけることになります。火力発電所の運転は、植物性プランクトンに含まれるダイオキシン類の濃度を徐々に上昇させ、東京湾のようになってしまいます。さらに、温度のある排水による海水の温度上昇と、大量の地下水の汲み上げによる塩分濃度の上昇は、貝毒発生確率を格段に上げます。</p> <p>私は、漁業の専門家ではありませんが、これを参考にして、みなさんに是非議論していただければと願っています。</p> <p>1. ダイオキシン類が発生する→食物連鎖により養殖カキに濃縮される</p> <p>燃料となる木質ペレットには塩素が含まれます。塩素は生物の必須元素なので多くの植物に含まれます。木質ペレットの入手は商社にまかせるのとこととで、安く入手した場合、木質の RDF ペレット[1]のように猛毒ガスを出すものを含む可能性があります。環境にやさしいとして私たちも願っている住田町の木材ペレットの使用予定量は全体量の 0.13%[2]に過ぎません。輸入木質ペレットは高温燃焼後の冷却過程で「デノボ合成」によりダイオキシン類[資料 1]が生成されます。輸入木質ペレットに含まれる塩素量は、0.04w% (以下) とのことです(2017 年 6 月 27 日、前田建設工業㈱・●●氏、説明会にて回答)。一日 1300 トンものペレットを燃やすということなので、バイオマス火力発電所での塩素の燃焼量は一日 520 kg (最大)ということになります。これは大変な量です。</p>	<p>本施設は、木質ペレットを燃料とした火力発電所の設置を行うものであり、排ガス中に含まれるダイオキシン類は微量であると考えます。そのため、排ガスによる影響項目としてダイオキシン類は選定しておりません。</p>

表 2-1(20) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>しかしながら、環境影響評価項目の選定では、意図的にダイオキシン類の項目を除外しています。「岩手県環境影響評価技術指針」第1条(2)ア(ア)において、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定による環境上の条件についての基準の確保の状況を含む、となっています。この項目を前田建設工業㈱が評価項目から外したことは明らかに「指針」に違反しています。県の審査委員にこの方面の専門家が選ばれていません。最も重要であるダイオキシン類濃度および養殖カキなどへの生物濃縮を評価項目として入れるべきです。ダイオキシン類は、超高性能の集じん装置でも捕捉されない径0.1μm以下の微粒子にもくっつきます。</p> <p>大船渡湾とこれを囲む地形は、閉鎖性の極めて高い水域で、かつ大気汚染物質が滞留しやすい地域にあたります。これは、「岩手県環境影響評価条例施行規則」第5条第2号に知事が定めるもの、に該当します。つまり、煙突から出たダイオキシン類は、たとえば基準濃度以下であっても、連続運転を20年も続けると、すり鉢状の地形のため、この地方一帯に滞留し、雨などを介して次第に土壌の中や海水に降り注ぎます。土壌の中に蓄積されたダイオキシン類は、時間をかけて大船渡湾に注ぎ込み、それらがプランクトンに取り入れられ、生物濃縮によって養殖カキにも濃縮されるということになります。</p> <p>このことは明白です。東京湾のデータ(中西準子他「水生生物におけるダイオキシン類の生物濃縮性に関する研究」、科学技術事業団戦略的基礎研究事業)では、プランクトンが1.4 pg・TEQ/g、底生生物が1.1 pg・TEQ/g、貝類が0.39～0.99 pg・TEQ/g、底住性魚類が3.0～7.6 pg・TEQ/g、コノシロ6.4 pg・TEQ/g、スズキ11 pg・TEQ/g、と報告されています。「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)では、人間に対する、耐容一日摂取量が4 pg/kg/日と設定されています。体重50 kgの人なら、その限度は200pg/日です。つまり、東京湾のスズキを一日20g食べただけで、規制摂取量以上になります。これがマグロになると、資料2にも示しているように、14 pg・TEQ/gのレベル。マグロのトロ一口で基準値をオーバーするので、欧米人の多くはマグロのトロを食べません。そもそも、「東京湾のカキ」は、誰も食べないし、売ってもいません。「赤崎カキ」は工場のない大船渡湾でとれた「汚染されていないカキ」である、というのが前提条件で、そこに商品価値があったはずです。</p>	<p>本施設は、木質ペレットを燃料とした火力発電所の設置を行うものであり、排ガス中に含まれるダイオキシン類は微量であると考えます。そのため、排ガスによる影響項目としてダイオキシン類は選定しておりません。</p>

表 2-1(21) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>また、ダイオキシン類の規制値は濃度規制であり、総量規制ではありません。つまり、大量の空気あるいは大量の水などと一緒に吐き出せば、環境基準値以下になります。そのため、環境基準値以下でも、閉鎖性の高い水域である大船渡湾の場合、まず植物性プランクトンに蓄積され、それが食物連鎖によって濃縮されます。ついには養殖カキが全滅になる可能性があります。</p> <p>これまで赤崎地区振興協議会と太平洋セメント(株)大船渡工場との間で結ばれた「環境の保全に関する協定細目書」(平成17年10月1日)には、評価すべき項目として「排ガス中のダイオキシン類濃度」が入っています。しかしながら、前田建設工業(株)が作成した「環境影響評価方法書」(いわば実施計画書)では、「岩手県環境影響評価技術指針」第2条項目の選定において、地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない、とあるのに、これを全く無視しています。明らかに「技術指針」に違反しています。概要書の審査会で、「排ガス中のダイオキシン類濃度」を評価項目として選定しなかったことにも疑問が残ります。私たちは、事業者が評価項目としてこのような極めて重要な項目を選定しなかったことに、抗議します。</p>	<p>本施設は、木質ペレットを燃料とした火力発電所の設置を行うものであり、排ガス中に含まれるダイオキシン類は微量であると考えます。そのため、排ガスによる影響項目としてダイオキシン類は選定しておりません。</p>

表 2-1(22) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>2. 地下水大量汲み上げで養殖に欠かせないフルボ酸鉄などの栄養素がなくなる→養殖産業が全滅になる可能性がある</p> <p>盛川地下水脈に含まれるフルボ酸鉄などの栄養源でカキは成長します。カキ養殖では、かつてこの地下水脈の海面における場所の取り合いが養殖漁民の間でありました。カキなどの養殖では地下水が非常に重要です。本発電事業では盛川地下水を大量に奪う（太平洋セメント㈱のバイオマス火力発電所の分と合わせると約1万トン/日）ということなので、フルボ酸鉄などのカキの栄養素が枯渇し、カキそのものが全滅になる可能性があります。環境影響評価の項目として、カキの栄養となるフルボ酸鉄などの評価が抜けています。良く知られている事柄なのに、なぜ評価項目として選定しなかったのでしょうか。「岩手県環境影響評価技術指針」第2条「項目の選定」では、地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない、とあります。そのため、これも明らかに「技術指針」に違反しています。植物プランクトンの栄養源としてのフルボ酸鉄などは、多くの研究者によって研究されてきました（紹介書、「森が消えれば海も死ぬ—陸と海を結ぶ生態学」松永勝彦、講談社、「鉄といのちの物語」長沼毅、ウェッジ選書、「鉄理論=地球と生命の軌跡」矢田浩、講談社、「鉄で海がよみがえる」島山重篤、文春文庫、など）。概要書の審査会においても、この方面の専門家が選ばれていません。</p> <p>また、盛川の地下水を大量に奪うということは、大船渡湾の海水塩分濃度の上昇をもたらします。これは、次の項「3. 温度ある排水」にも関連しますが、貝毒の原因であるアレキサンドリウム・タマランセの異常発生確率を著しく上昇させます。そのため、「海水の塩分濃度」も評価の項目に入れるべきです。</p> <p>方法書では、盛川地下水脈が全体で一日何千トンなのか、その内、地下水の取水量 5500 トン/日は何％にあたるのかは示されていません。概要書の審査会で、地下水に関して、9000 トン/日は多すぎると指摘されたことはある程度評価します。しかし同審査会では、地下水が養殖漁業に及ぼす影響について、一切触れていません。地下水は大変貴重な資源です。養殖漁業では極めて重要です。この貴重な資源を私たちに黙って勝手に奪っていくような存在を認めません。私たちは、事業者が評価項目としてこのような極めて重要な項目を選定しなかったことに、抗議します。</p>	<p>本事業による地下水の汲み上げ量は、大船渡湾に供給されている河川水量に対して0.8%程度と考えられ、わずかであり、問題はないものと考えています。</p>

表 2-1(23) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ~ 224 続き	<p>3. 温度ある排水→海水温の変化は貝毒発生に密接に関係する</p> <p>「温度ある排水」の項目も意図的に除外していません。「温度ある排水」は大船渡市の公共下水道に放流するから除外する、として環境影響評価項目からはずされています。バイオマス火力発電所は、通常の火力発電所に比べて効率が悪く(25%程度)、ほとんどが熱として逃げることになります。市の予算を使って大船渡浄化センターで冷却するというのでしょうか。浄化センターには冷却設備はない、とのことです。</p> <p>太平洋セメント(株)のバイオマス発電(7.5万kW)では、「温度ある排水」を上限+7℃で放流することになっています。それにもかかわらず、本計画では技術上不可能なことをその除外の根拠として挙げ、意図的に「温度ある排水」の項目を除外した、と疑われても不思議ではありません。「岩手県環境影響評価技術指針」第2条項目の選定において、地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない、とありますので、これも明らかに「技術指針」に違反しています。</p> <p>本来、「温度ある排水」の影響は太平洋セメント(株)のバイオマス発電(7.5万kW)と今回の11.2万kWの分を加算して評価すべきで、「温度ある排水」は環境影響評価項目として非常に重大です。大船渡湾は、日本では他に例がないような閉鎖的な水域です。海の生物は、そのほとんどが温度に敏感です。産卵や赤潮の発生など、±0.5℃の変化でも、その生態系は大きく変化します。養殖カキについていえば、瀬戸内海の夏季のヘイ死や赤変などが知られています。</p> <p>この中でも海水温の変化に対し特に重大な影響を及ぼすのは、貝毒の発生です。大船渡湾では、チリ地震津波以降、アレキサンドリウム・タマランセなど麻痺性貝毒をもたらす植物プランクトンがたびたび発生してきました。海水温が10℃前後で、それまで休眠孢子として悪さをしなかったものが、突如として目を覚まし、一気に増殖することが知られています。大船渡湾の海水温度(中層10~14m)は、1月~5月中旬あたりまでは、10℃以下なので、アレキサンドリウム・タマランセは発生しません。10℃前後が続くと一気に増殖することがあります(資料3、「大船渡湾におけるAlexandrium tamarenseの動態と水理特性」佐藤博信、他、土木学会東北支部技術研究発表会、平成18年度、など)。一般には、20℃や27.5℃で一気に増殖する他の毒性植物プランクトンもありますが、大船渡湾の海水温度は夏季でも20℃に満たないので、これらのプランクトンはほとんど発生しません。このように、「温度ある排水」により、貝毒など、養殖に多大な影響を与えることは明らかです。まだ不明な点が多いのですが、「温度ある排水」の問題だけでも、大船渡湾のカキなど養殖産業が全滅する可能性があります。概要書の審査会の委員としてこの方面の専門家が入っていません。私たちは、事業者が評価項目としてこのような極めて重要な項目を選定しなかったことに、抗議します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>計画施設からの排水については、浄化センターの受入水質基準などを満たしたうえで、浄化センターに放流する計画です。</p>

表 2-1 (24) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>地域住民にとっての経済的なメリットを示して下さい</p> <p>「方法書」 p.3 の「2.1 対象事業の目的」に、「燃料に使用するバイオマスについては、地域の木材を燃料として積極的に活用することで、電力・熱供給及び林業振興を通じた地域活性化が期待される」、「雇用の創出等地域への経済効果が見込まれる」とありますが、これはウソではないでしょうか？</p> <p>住田町の木質ペレットの使用予定量は全体量の 0.13% に過ぎず、全職員も 20 人（内 10 人がオペレーター）とのこと。しかも全てがコンピューター管理なので、極めて高度な技術能力を必要とするため、地元からの採用はほとんど期待できません。これが、本当に、地域活性化が期待され雇用の創出等地域への経済効果が見込まれる、ということでしょうか？ これまでも、五葉山太陽光発電合同会社のありかたに、地域住民はだまされてきました。経営母体が全く同じグループなので、今回のバイオマス火力発電事業と深く関連しているため、まずこれを例にとり、質問したいと思います。</p> <p>地域住民にとって、本事業がどのように経営され、それが自分たちの経済的メリットにどのようにつながるかは最も重大な関心事です。これは、「岩手県環境影響評価条例施行規則第 6 条 2 に、事業の必要性をできる限り明らかにする、とありますので、前田建設工業㈱は、本事業の必要性に対して説明義務があります。</p> <p>また、2017 年 6 月 27 日の説明会において、前田建設工業㈱・●●氏は、本事業に FIT (再生エネルギー固定価格買取制度) を適用する、と回答しました。FIT の適用は、地域住民から電気料金の値上げ分として、すなわち「再エネ発電賦課金」として、いわば「新型の税金」として、地域住民全戸から徴収するということになり、この事業は強い公共性があります。そのため、地域住民に対し、本事業の意義、特に地域住民への貢献について、内容を詳しく説明する義務があります。</p> <p>特に、地方自治体にとっては、入ってくる税金がどの程度になるかが将来の政策に反映されますので、今後 20 数年間の、SPC (Special Purpose Company 特別目的会社) のコスト・シミュレーション結果の提示を求めます。また、予定されている資金調達方法 (プロジェクトファイナンス・ローン方式やプロジェクト・ボンド方式など) の提示も求めます。</p>	<p>住田町の木質ペレットについては供給量が限られていると聞いております。今後とも、住田町との協議を行い、可能な限り受け入れる計画としています。</p> <p>環境の保全の見地からのご意見でないことから、回答は控えさせていただきます。</p>

表 2-1(25) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p data-bbox="272 226 922 293">- 五葉山太陽光発電合同会社がこれまでに言ってきたウソ -</p> <p data-bbox="272 315 922 629">前田建設工業㈱と「環境未来都市」のグループが、これまで五葉山太陽光発電事業に関して当初説明した内容と、実際行った内容との間には、大きな隔たりがあります。震災後の長期間停電に悩まされていたこの地区の多くの人々は、新しくメガソーラーができるので、今後大災害が起こってもこの地域は大丈夫だ、と喜んでいました。実際、事業チームは「地産地消・地域分散型エネルギー社会」を謳い、5800世帯に供給できる、この地域全体で20～30%の電力自給ができる、と盛んに宣伝していました。</p> <p data-bbox="272 651 922 965">ところが、建設が進むうちに、手のひらを返したように、「そのようなことはありません。蓄電設備はつきりません」になったわけです。その上、太陽光パネルは韓国製、杭はドイツ製など地元には縁もゆかりもない商売体制になり、荷揚げに大船渡港さえ使用しませんでした。つまり、事業者たちは地域住民に対して、意識してウソを言ってきたこととなります。平均年利20%を超える金融商品をつくり、その欲望のために地域住民が食い物にされていると気づいたのは、ずっと後のことでした。</p> <p data-bbox="272 987 922 1211">太陽光発電所を、花の100名山、日本300名山の五葉山県立公園内につくっても、「<u>景観に及ぼす影響は、特になし</u>」でした。今回の永浜・山口工業用地も同じで、すぐ近くに国立公園があるのに、<u>景観に及ぼす影響は、特になし</u>、でした。このことは、おそらく気仙地方の歴史上、特筆される出来事として近い将来記録されると思います。</p> <p data-bbox="272 1234 922 1458">大震災に乗じ、この地に東京からレントシーカー（規制緩和などを利用してボロ儲けする金融ブローカー）たちがやってきて、ボロ儲けを行うため、地域の人々が先祖代々親しみ誇ってきた景観資源を残酷なまでに破壊し、そして去って行った、と。またFITなどというボロ儲けシステムの欲望が勝ってしまった悲しい出来事だった、とも。</p> <p data-bbox="272 1480 922 1850">2012年度に「認定」になった五葉山太陽光発電のFITの買取価格は42円/kWhで、これが20年間約束されたわけです。60億円の建設資金も、当初、自己資金および<u>地域の金融機関・事業者の参加</u>を募り調達、と発表していたのですが、それがいつの間にか、三井住友銀行が取り仕切る形（プロジェクトファイナンス・ローンのリードアレンジャー）に変わっていたわけです。おそらく、現地反対運動が全く起こらなかったため、この事業の格付けがAプラス以上に評価され、これを狙っての大手銀行の殴り込み、と考えられます。</p>	<p data-bbox="954 248 1439 360">本事業とは直接関わりのないご意見であることから、回答は控えさせていただきます。</p>

表 2-1 (26) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>つまり、地域住民が電力料金の「賦課金」として、いつの間にか三井住友銀行のローンの利子分を支払うという構造になってしまいました。もちろん、SPC（五葉山太陽光発電合同会社）出資者への配当はそれらをはるかに超えます。66KV送電線が真上を通っているので、系統連結工事などが安価にでき、8年目には初期投資の累積を解消できる、と新聞で発表しています。つまり、20年目では投資額の百数十%のボロ儲け、になります。おそらく、事業終了までには推定70～90億円が儲けになり、これが出資者への配当になります。出資金の総額を約20億円と想定すれば、平均年利20%を超えることになります。</p> <p>このボロ儲け事業全てのつけは、そのまま地域住民（東北電力管轄内）が負うことになります。電力料金の「賦課金」として加算されます。悲しいことに、未だに応急仮設住宅に住まざるを得ない預金ゼロ家庭でも、それは等しく加算されます。</p> <p>FIT制度は、もともとこのような趣旨ではありません。投資目的ではなく、新産業の育成がその趣旨でした。小規模の太陽光発電設置者が雨後のタケノコのごとく出てきて、将来の持続可能な社会につなげることが、その前提でした。ところが、レントシーカーたちは法の不備をつき、ハイリターンの金融商品として売り出し、全国の太陽光発電事業のほとんどを席卷してきました。これは、正確に言えば、FITシステムを悪用した「犯罪」といっても過言ではありません。</p> <p>このようなFIT事業の多くは、投資銀行などによって格付けられています。インターネットでも「太陽光発電」に関する投資話があふれています。中には詐欺的なものもあり、「太陽光発電」に関しては1060万件、「バイオマス発電」に関しては94万件載っています（2017年6月24日現在）。もし、それが格付けの高いプロジェクトならば、投資銀行ゴールドマン・サックスなどは、FIT事業に対して、プロジェクト・ボンドとして手数料3%、年利1.8%で機関投資家に発売する、と発表しています。こういった外資が応援しているプロジェクトは、日本中にあふれています。今回の永浜・山口工業地のバイオマス火力発電のプロジェクトでは、このようなプロジェクト・ボンドを使うかどうか分かりませんが、もしこれを使うとすれば、地域住民の「再エネ発電賦課金」が外資に流れる構造になります。さて、以上のような経緯を前提に、質問します。</p>	<p>本事業とは直接関わりのないご意見であることから、回答は控えさせていただきます。</p>

表 2-1(27) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
223 ～ 224 続き	<p>(1) 永浜・山口工業用地のバイオマス火力発電事業全体のコスト・シミュレーション結果を提示して下さい。</p> <p>建設予定地に隣接した場所には、すでに高台移転の団地と中学校が新しく建設されています。新規の火力発電所の建設のサイトとして、日本では、これまでこのような乱暴なケースはないと思います。</p> <p>土地を取得した場合、自治体には固定資産税が多少入るかもしれませんが、しかし、子会社を使えば、税金をゼロにできますので(今、ほとんどの大企業がやっている)、事業収入からの税収はほとんど望めません。雇用促進とは言いますが、社員は20人(内10人がオペレーター)程度とのことです。復興予算の補助金と市や県のさまざまな優遇策を入れれば、トータルとしてはマイナスになります。さらに、FIT制度により、地域住民には電気料金の加算分が20年間も負担になるわけですので、トータルとしては、大きなマイナスになると考えられます。</p> <p>そこで、もし本事業が、<u>地域経済に貢献すると主張するなら、エビデンスとして、今後20数年間のSPCのコスト・シミュレーション結果を提示し、自治体にどれだけ税金を払う予定なのか、どれだけ地域企業を下請けとして使う予定なのかを、またSPC出資者が配当金収入を地域住民にどのように還元できるのか、その可能性も含めて、それぞれ具体的に数値をあげて説明して下さい。</u></p> <p>(2) 復興予算の補助金制度を使うかどうか。それが、予定も含めて、いつの募集の補助金なのかについても示してください。</p> <p>投資家の間では、外国人投資家の動きに乗り、FIT制度を悪用して、かつ復興補助金(例えば立地補助金など、補助率1/2or1/3)を使う、というのが狙いになっていました。震災後いち早く被災地に食い込んだDIOジャパン(コール・センター、2014年倒産)を思い出します。彼らも住民目線ではなく、震災を食い物にした復興予算の補助金狙いで、しかも短期決戦型でした。</p> <p>今、地元では、大津波で家族を失い、新築の家をも失い、2重ローンを組んで、集団移転の高台にやっと建てた、という方が何人もいます。それが突然、目の前に6階建てマンションと同じ高さの防音壁が城壁のようにつくられるわけです。レントシーカーたちのポロ儲けのために、何故、自分たちが犠牲になるのか。全く納得がいきません。<u>本事業が、立地補助金などの補助金制度を利用するかどうかについて、その予定も含めて、具体的に示してください。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>計画地は工業用地ということで選定しております。環境への影響をできるだけ小さくするよう努めます。</p> <p>環境の保全の見地からのご意見でないことから、回答は控えさせていただきます。</p> <p>環境の保全の見地からのご意見でないことから、回答は控えさせていただきます。</p>

表 2-1(28) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
225	<p>(本意見は、平成 29 年 6 月 27 日に開催した住民説明会において、配布された質問書です)</p> <p style="text-align: center;">2017 年 6 月 27 日</p> <p style="text-align: center;">質 問</p> <p>1. バイオマス火力発電が事業として本当に実現性があるか否かについて</p> <p>一般人の感覚では、住田町のような上質な木質ペレットは高級品で、一般家庭の暖炉などに利用されている。欧米の木質ペレットも同様に高級品として一般家庭で利用されている。そのような高級品が、どうして火力発電所の原料として可能なのか？そもそも、石炭 (1.0 万円/トン、2017 年 6 月 24 日現在) に比べても、はるかに高価である。すでに良質な木質ペレットは国際的な先物取引の市場があり、このようなものを安価に手に入れることは不可能である。国際価格も毎年上昇している。</p> <p>太陽光発電に関しては、FIT (再生エネルギー固定価格買取制度) の権利のみを獲得し (認定時点の固定買取価格で 20 年間運転が約束される。固定買取価格は発電時点ではないため、早く認定になるか否かが勝負の分かれ目であった)、それを転売して、大儲けをするブローカー・ビジネスがまん延し、2017 年 4 月、このような金融ブローカー (高額で売電できる権利を保有するだけで、実行しない事業者) を排除するため、法改正が行われ、太陽光発電の未稼働分 2800 万 KW が失効した。</p> <p>それでも、現在、インターネットには、「太陽光発電」に関する投資話が 1060 万件、「バイオマス発電」に関する投資話が 94 万件、出ている (2017 年 6 月 24 日現在)。「太陽光発電」は、すでに約 4 割が倒産 (計画倒産や出資金持ち逃げを含む) したという。</p> <p>今回の日本最大「木質ペレットだけの 11.2 万 KW バイオマス火力発電」は本当に、実現可能なのか？</p> <p>いわば、実現性についてお聞きしたい。</p> <p>①FIT (再生エネルギー固定価格買取制度) を利用するのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その場合、認定予定の年月日はいつか？ ・認定に岩手県議会の議決が必要か？ ・また、発電予定年月日はいつか？ <p>②法令で、FIT 制度がなくなった場合、その時点でこの事業を中止するのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FIT 制度で 20 年間運転したとしたら、その後はどうなるのか？ ・撤去か？ ・他に転用か？ ・国際リニア・コライダー・プロジェクトに転売か？ <p>③県の土地の売却要件*に、10 年間の買戻特約がついているが、10 年間で事業をたたむこともあり得るのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 年間の特約期間が過ぎたら、国際リニア・コライダーの建設進行を待って、その値上がりを待って転売するといったことはしない、という約束でよろしいか？ <p>(*注) 埠頭 3.7ha に隣接。一期は、4.2 万円/坪、5.3ha で総額 6 億 7 千万円。 (県が発表)、工業用地整備事業費？億円 (二期・6.4ha の工業用地整備事業費は 24 億円)</p>	<p>環境の保全の見地からのご意見でないことから、回答は控えさせていただきます。</p>

表 2-1(29) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
225 続き	<p>④事業収入 大船渡市議会 6 月定例会 (2017 年 6 月 15 日) の● ●議員の質問に答えて、「稼働後 20 年間で 100 億円程度の事業収入が見込まれる」とあるが、設備などの建設費の総額はいくらか？ (太平洋セメント(株)7.5 万 Kw バイオマス火力発電事業では 235 億円とのことだが)</p> <p>⑤木質ペレットの質、値段 ・木質ペレットは 1300 トン/日、年間 44 万トンとのことだが、1 トン当たりの値段はいくらか？ (この回答は非常に重要で、この事業が成立するかどうかのカギになる。国際価格より安ければ、不良の木質ペレットを前提にしていることになる。国際調達価格は、毎年上昇し、良質な木質ペレットによる火力発電は不可能) ・ RDF ペレットなどの不良なペレットを全く使わない、と約束できるのか？ ・放射能がついた木質ペレットを全く使わない、と約束できるのか？ ・純粋な木質ペレットだけを使う、と約束できるのか？その場合、住田町の木質ペレット使用予定量は、全体使用量の何%になるのか？(審議会では 0.13%と答えている)(インターネットなどでは、廃油を混入した悪質なものを想定し、バイオマス火力発電の年利回り 14%、などと投資家を募っている)</p> <p>⑥資金調達 ・本件は投資家を募っているのか？ ・その場合、金融商品としての年利回りは何%か？ FIT は、外国人投資家にも人気が高く、多くの海外投資銀行もかかわっている。FIT の施行で、日本の一般家庭の電気料金が上がり、その分だけ日本の一般家庭から外国人投資家に所得が移転することになる。 ・本件は、外国人投資家と関係しているのか？</p> <p>⑦資格など ・第一種電気主任技術者の資格を持っている正職員は、何人在籍しているのか？</p> <p>⑧運転要員の数？ 太平洋セメント(株)7.5 万 Kw バイオマス火力発電事業では、所長以下 14 名との回答がある。</p> <p>2. (仮称) 大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書の法的な根拠について</p> <p>①この環境影響評価方法書は、誰がつくったものなのか？ ・日本工営(株)なのか？私文書なのか？公文書なのか？ ・作成した本人が出てこないと正確に質問に答えられないのではないのか？</p>	<p>環境の保全の見地からのご意見でないことから、回答は控えさせていただきます。</p> <p>事業者としての前田建設工業が作成したものです。</p>

表 2-1(30) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
225 続き	<p>②岩手県県土整備部が出している「大船渡港永浜・山口地区工業用地（第一期）平成 28 年 9 月の公募要領の申込資格として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の 4 項目、<u>周辺住宅、文教施設等の生活又は学習環境に悪影響を及ぼさない、かつ</u> ・申込資格のウの項で、発火若しくは悪臭が生じ、又は<u>周辺的美観を害するおそれのある貨物等を取り扱う施設でない、とされている。</u> ・しかし、環境影響評価方法書では、この申込資格をクリアするために、<u>景観の個所で、意図的に、主要な眺望地点として、「中赤崎学童館脇（距離 900m）」なる場所と「大船渡市魚市場 4 階展望デッキ（同 1400m）」なる場所を選んで評価している。なぜ主要な眺望点として、このような遠くの場所を、しかもほとんど有名でない場所をわざわざ選んだのか？</u> ・実際は、予定地に隣接して、地域の人々の心のよりどころになっている巖島神社（同 100m）と、市内全域が一望でき、花で飾られた弁天山公園（同 100m）がある。巖島神社は歴史が古く、江戸時代には絵師によっても描かれている。訪れる人も多く、ここを選ぶべきだったのではないか？ ・弁天山公園には市内の戦没者全員が記載された平和塔（慰霊碑）があり、発電所の存在は、いわば神聖な場所を汚し、戦没者の霊をも脅かすということにもなる。大きな望遠鏡が設置され、近くの国立公園の島々も一望できる唯一の場所であり、市内一の眺望を誇っている。隣（同 200m）の永浜湾は、ヨット係留拠点として活用される予定で、市内有数の憩いの場所になりつつある。ヨットマンが集結する場所で、三陸海岸唯一の憩いの場所にもなりつつある。 ・つまり結論として、主要な眺望点は弁天山公園であり、発電所の設置は、この景観資源を著しく破壊するということになる。故に、結論としてこれらのどの一つをとっても、永浜・山口地区工業用地（第 I 期）<u>公募要領に該当しない、ことは明白である。</u> ・また、県道沿いに、高さ 20m 遮音壁をつくることだが、これも、高台移転した団地住民の景観資源を著しく破壊する。ボイラ棟の高さが標高約 60m なので、これはほぼ弁天山の高さと同じレベルである。高台移転した団地からの視野が著しく狭くなり、展望がきかず、景観資源を著しく破壊することになる。 ・そして、環境影響評価方法書の要約書 55 p 「ア、主要な眺望点及び景観資源」の項で、対象事業の実施による主要な眺望点及び景観資源への直接的な改変はない、と結論づけている。これは、当地のいろいろな観光パンフレットを引用した、とうかがえるが、公募要領の申込資格を満たすために意図的に改竄している、と判断する。 <p>②つまり、もし意図的な改竄ならば、刑法 161 条違反、無印私文書偽造罪および偽造私文書等行使罪（共謀罪）に相当し、刑事告訴も可能となるが、これに返答していただきたい。</p>	<p>第二種事業の判定における景観検討においては、「不特定かつ多数の人が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所」として、既存資料調査をもとに眺望点を選定しました。既存資料としては、「大船渡市の観光情報」、「大船渡市 公園」等を参照しました。</p> <p>第二種事業の判定時には、集団移転地及び赤崎中学校については造成中であり、検討できませんでした。現時点では集団移転地、赤崎中学校ともに造成が完了していることから、今度、予測及び評価を行い、その結果については準備書にて明らかにしてまいります。</p>

表 2-1(31) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
226	<p>(本意見は、平成 29 年 7 月 18 日に開催した追加住民説明会において、配布された質問書です)</p> <p style="text-align: center;">2017 年 7 月 18 日</p> <p>質問 (前回 2017. 6. 27 回答の持ち越し部分)</p> <p>1. バイオマス火力発電が事業として本当に実現性があるのか否かについて</p> <p>④事業収入 大船渡市議会 6 月定例会 (2017 年 6 月 15 日) の● ●議員の質問に答えて、「稼働後 20 年間で 100 億円程度 (160 億円/年×20 年間に訂正) の事業収入が見込まれる」とあるが、<u>設備などの建設費の総額はいくらか?</u> (太平洋セメント(株)7.5 万 Kw バイオマス火力発電事業では 235 億円とのことだが)</p> <p>⑥資金調達 (追加質問を含む) ・<u>今回も SPC をつくるのか?</u> その場合、株式、出資金などの規模は? ・プロジェクトファイナンス・ローンを利用した場合、<u>ローン金利は何%を予定しているのか?</u> リード・アレンジャーとしての銀行は? ・<u>プロジェクト・ボンドも使うか?</u> その場合の投資銀行は? ・すでに反対運動が起こっている。この事業の格付けのランクダウンは確実だが、<u>ローン金利が高くなっても、計画を進めるのか?</u> 資金調達が難しいと思うが?</p> <p>⑦資格など ・<u>第一種電気主任技術者の資格を持っている正職員は、何人在籍しているのか?</u> 前回 6 月 27 日に「調べます」と答えたが、他人事としての回答だった。前田建設工業(株)は本当に発電事業を自分たちの仕事としてやるつもりなのか、が問われている。電気をつくって公共に役立てるというのではなく、単なる投資目的の、金儲けだけが目的の事業ではないのか?</p> <p>2. (仮称) 大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書の法的な根拠について</p> <p>②岩手県県土整備部が出している「大船渡港永浜・山口地区工業用地 (第一期) 平成 28 年 9 月公募要領の申込資格として、 ・基本方針の 4 項目、<u>周辺住宅、文教施設等の生活又は学習環境に悪影響を及ぼさない、かつ申込資格のウの項で、発火若しくは悪臭が生じ、又は周辺の美観を害するおそれのある貨物等を取り扱う施設でない、とされている。</u> ・しかし、環境影響評価方法書では、この申込資格をクリアするために、景観の個所で、意図的に、主要な眺望点として、「中赤崎学童館脇 (距離 900m)」なる場所と「大船渡市魚市場 4 階展望デッキ (同 1400m)」なる場所を選んで評価している。なぜ主要な眺望点として、このような遠くの場所を、しかもほとんど有名でない場所をわざわざ選んだのか?</p>	<p>環境の保全の見地からのご意見でないことから、回答は控えさせていただきます。</p> <p>第二種事業の判定における景観検討においては、「不特定かつ多数の人が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所」として、既存資料調査をもとに眺望点を選定しました。既存資料としては、「大船渡市の観光情報」、「大船渡市 公園」等を参照しました。</p> <p>第二種事業の判定時には、集団移転地及び赤崎中学校については造成中であり、検討できませんでした。現時点では集団移転地、赤崎中学校ともに造成が完了していることから、今度、予測及び評価を行い、その結果については準備書にて明らかにしてまいります。</p>

表 2-1 (32) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
226 続き	<p>・実際は、予定地に隣接して、地域の人々の心のよりどころになっている巖島神社（同 100m）と、市内全域が一望でき、花で飾られた弁天山公園（同 100m）がある。巖島神社は歴史が古く、江戸時代には絵師によっても描かれている。訪れる人も多く、ここを選ぶべきだったのではないかと弁天山公園には市内の戦没者全員が記載された平和塔（慰霊碑）があり、発電所の存在は、いわば神聖な場所を汚し、戦没者の霊をも脅かすということにもなる。大きな望遠鏡が設置され、近くの国立公園の島々も一望できる唯一の場所であり、市内一の眺望を誇っている。隣（同 200m）の永浜湾は、ヨット係留拠点として活用される予定で、市内有数の憩いの場所になりつつある。ヨットマンが集結する場所で、三陸海岸唯一の憩いの場所にもなりつつある。つまり結論として、主要な眺望点は弁天山公園であり、発電所の設置は、この景観資源を著しく破壊するということになる。故に、結論としてこれらのどの一つをとっても、<u>永浜・山口地区工業用地（第Ⅰ期）公募要領に該当しない</u>、ことは明白である。</p> <p>・また、<u>県道沿いに、高さ 20m 遮音壁をつくる</u>とのことだが、これも、高台移転した団地住民の景観資源を著しく破壊する。ボイラ棟の高さが標高約 60m なので、これはほぼ弁天山の高さと同じレベルである。<u>高台移転した団地からの視野が著しく狭くなり、新築した中学校からの視野も著しく狭くなり、展望がきかず、この地域の景観資源を著しく破壊することになる。</u></p> <p>・そして、環境影響評価方法書の要約書 55 p 「ア. 主要な眺望点及び景観資源」の項で、対象事業の実施による主要な眺望点及び景観資源への直接的な変化はない、と結論づけている。これは、当地のいろいろな観光パンフレットを引用した、とうかがえるが、<u>公募要領の申込資格を満たすために意図的に改竄している、と判断する。</u></p> <p><u>上記に関して「持ち帰って検討する」、ということだったが、その後の回答は？</u> 以上</p>	<p>第二種事業の判定における景観検討においては、「不特定かつ多数の人が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所」として、既存資料調査をもとに眺望点を選定しました。既存資料としては、「大船渡市の観光情報」、「大船渡市 公園」等を参照しました。</p> <p>第二種事業の判定時には、<u>集団移転地及び赤崎中学校については造成中であり、検討できませんでした。現時点では集団移転地、赤崎中学校ともに造成が完了していることから、今度、予測及び評価を行い、その結果については準備書にて明らかにしてまいります。</u></p>

表 2-1(33) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
227	<p>(本意見は、宛先が事業者ではありませんが、意見書箱に投函されていたため、参考として掲載します)</p> <p style="text-align: right;">2017年6月20日</p> <p>岩手県環境影響評価技術審査会 殿 岩手県環境生活部環境保全課 殿</p> <p style="text-align: center;">環境アセス手続きの廃止要求書</p> <p><u>説明会は中止すべきです。手続きの廃止を求めます。</u></p> <p>私たちは下記の理由で大船渡港の永浜・山口地区工業用地(第Ⅰ期)に計画されている(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業に反対します。説明会の中止と環境アセス手続きの廃止を要求します。</p> <p style="text-align: right;">永浜地域大震災復興委員会 委員長 ●●●●</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ダイオキシンの発生する</p> <p>燃料となる木質ペレットには塩素が含まれます。塩素は生物の必須元素なので多くの植物に含まれます。木質ペレットの入手は商社にまかせることで、安く入手した場合、木質の RDF ペレット[1]のように猛毒ガスを出すものを含む可能性があります。環境にやさしいとして私たちも願っている住田町の木材ペレットの使用予定量は全体量の 0.13%[2]に過ぎません。輸入木質ペレットは高温燃焼後の冷却過程で「デノボ合成」によりダイオキシン類が生成されます。</p> <p>しかしながら、環境影響評価項目の選定では、意図的にダイオキシン類の項目を除外しています。県の審査委員にこの専門家が選ばれていません。最も重要であるダイオキシン類濃度を評価項目として入れるべきです。超高性能の集じん装置でも捕捉されない径 0.1 μm以下の微粒子にもくっつきます。これは極めて重要です。これまで赤崎地区振興協議会と太平洋セメント(株)大船渡工場との間で結ばれた「環境の保全に関する協定細目書」(平成17年10月1日)には評価すべき項目として「排ガス中のダイオキシン類濃度」が入っています。今回、審査会ではなぜ、「排ガス中のダイオキシン類濃度」を評価項目として選定しなかったのでしょうか。私たちは、評価項目としてこのような極めて重要な項目を除外しているため、本手続きの廃止を要求します。</p>	<p>本意見については、宛先が事業者でないため、回答は控えさせていただきます。</p>

表 2-1(34) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
227 続き	<p>2. カキ養殖が全滅になる可能性がある</p> <p>盛川地下水脈に含まれるフルボ酸鉄などの栄養素でカキは成長します。カキ養殖では、かつてこの地下水脈の海面における場所の取り合いが養殖漁民の間でありました。カキなどの養殖では地下水が非常に重要です。本火力発電事業では盛川地下水を大量に奪う（太平洋セメント㈱のバイオマス火力発電所の分と合わせると約1.1万トン/日）ということなので、フルボ酸鉄などのカキの栄養素が枯渇し、カキそのものが全滅になる可能性があります。環境影響評価の項目として、カキの栄養となるフルボ酸鉄などの評価が抜けています。今回、県の審査委員にこの専門家が選ばれていません。意図的に漁業関係の専門家を除外しています。</p> <p>「温排水」の項目も意図的に除外されています。温排水は大船渡市の公共下水道に放流するから除外する、として環境評価項目からはずされています。バイオマス火力は、通常の火力発電所に比べて効率が悪く（25%程度）、ほとんどが熱として逃げることとなります。市の予算を使って大船渡浄化センターで冷却するというのでしょうか。太平洋セメント㈱のバイオマス発電（7.5万kW）では、温排水を上限+7℃で放流することになっています。それなのに、本計画では、技術上不可能なことを、その除外の根拠として挙げ、意図的に「温排水」の項目を除外したと思われるでも不思議ではありません。温排水の影響は太平洋セメント㈱のバイオマス発電（7.5万kW）と今回の11.2万kWの分を加算して評価すべきで、温排水は環境影響評価項目として非常に重大です。温排水の問題だけでも、大船渡湾のカキなど養殖産業が全滅する可能性があります。今回、県の審査委員にこの専門家も選ばれていません。ここでも意図的に漁業関係の専門家が除外されています。何故でしょうか。極めて重要なこれらの評価項目を入れていないため、私たちは、本手続きの廃止を要求します。</p>	<p>本意見については、宛先が事業者でないため、回答は控えさせていただきます。</p>

表 2-1(35) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
227 続き	<p>3. 大気汚染物質と悪臭がまん延する</p> <p>私たちはこれまでも、太平洋セメント(株)大船渡工場の煙突からのばい煙や大気汚染物質に悩まされてきました。特に、青森・岩手県境不法投棄(廃棄物を混入させた木質の RDF ペレットなど)を焼却処理しているときの臭いは、たとえようもない嫌な臭いで、住民は我慢に我慢を重ねてきました。平成16年から平成24年にかけてずっと臭っていて、我慢の限界を超えていました。夜間にこっそり専用ダンプで運搬してきて、大船渡工場のキルンの中で焼き、総計約24万トン[3]を処理していたとのこと。本予定地でも、約1km以内に赤崎中学校、赤崎小学校、保育園があります。また、隣接して永浜地区の高台移転の住宅街があります。</p> <p>まず、煙突の高さを当初80mから59mに下げたのは何故でしょうか。その根拠を示してください。計算プログラム名と入出力の条件を示して下さい。太平洋セメント(株)のバイオマス発電(7.5万kW)の場合は、既存の150mです。それが本施設では何故か59mです。赤崎中学校、赤崎小学校、保育園に汚染物質が流れることは明らかです。80mなら大臣認定が必要であり、これを取得するには1年以上かかり、建設工事工程がかなり延びることがわかっています。そのために大臣認定を必要としない59mにしたのでしょうか。地域の子供たちの健康を犠牲にしてまでも、事業開始(引渡しから操業まで4年以内が条件)を急ぐということなのでしょうか。そもそも、ここでも県の審査委員にこの専門家が選ばれていません。本当に正しく評価できるのでしょうか。</p> <p>次に、木質ペレットの臭いを調べるため、各国から入手するというその現物の提示と塩素などの含有量データなどを示してください。今回、大量に使われる燃料そのものに関するデータが皆無です。間違っても RDF ペレットなどの毒性ペレットがまぎれ込むと、素人では見分けが付きません。これは極めて重要です。県の審査委員の方々は、燃料そのものを知らないで環境評価を行うつもりなのでしょうか。私たちは、木質ペレット燃料が環境に影響を及ぼさないという確証データを要求します。また、有害廃棄物が混入しないということの確証も要求します。これができないならば、私たちは、直ちに手続きの廃止を要求します。</p>	<p>本意見については、宛先が事業者でないため、回答は控えさせていただきます。</p>

表 2-1 (36) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
227 続き	<p>4. 公募要領に該当しない</p> <p>永浜湾の入口には、私たちが誇る国立公園・琵琶島（予定地から700m）と、地域の人々の心のよりどころになっている巖島神社（同100m）と、市内全域が一望でき、花で飾られた弁天山公園（同100m）があります。弁天山公園には市内の戦没者全員が記載された平和塔（慰霊碑）があり、発電所の存在は、いわば神聖な場所を汚し、戦没者の霊をも脅かすということにもなります。今でも故郷を離れて暮らす地元出身のひとびとの心のふるさとになっています。大きな望遠鏡が設置され、市内一の眺望を誇っています。隣（同200m）の永浜湾はヨット係留拠点として活用される予定であり、市内有数の憩いの場所になりつつあります。ヨットマンが集結する場所で、三陸海岸唯一の憩いの場所にもなりつつあります。発電所の設置は、このすばらしい景観資源を著しく破壊します。これらのどの一つをとっても、永浜・山口地区工業用地（第Ⅰ期）公募要領に該当しない、ということは明らかです。発電所は周辺的美観を著しく害します。審査委員たちは、本当に、すぐ隣の国立公園を望む眺望点、神聖な場所である弁天山公園、永浜湾（湾の入り口は国立公園・琵琶島）を視察されたのでしょうか。</p> <p>環境影響評価方法書に書かれた「景観」の個所には、当地のいろいろな観光パンフレットを引用したと思われませんが、ところどころに意図的な改竄が見られます。主要な眺望点として、「中赤崎学童館脇（900m）」なる場所と「大船渡市魚市場4階展望デッキ（1400m）」なる場所を選んで評価しています。なぜ主要な眺望点として、このような遠くの場所を、しかもほとんど有名でない場所をわざわざ選んだのでしょうか。その理由を示してください。繰り返しますが、予定地のすぐ隣に国立公園を望む眺望場所（弁天山公園、平和塔、巖島神社）や永浜湾があります。これらを意図的に除外したのはなぜでしょうか。公募要領の要件を満たすために意図的に改竄したものと考えられます。そのため、私たちは、本評価方法書の廃棄と手続きの廃止を要求します。</p>	<p>本意見については、宛先が事業者でないため、回答は控えさせていただきます。</p>

表 2-1(37) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
227 続き	<p>5. 発電所の運転で、地域住民の電気料金が上がる</p> <p>本件は、基本的にはFIT（再生エネルギー固定価格買取制度）を悪用したいわば金融ブローカーたちのプロジェクトの一つです。五葉山メガソーラープロジェクト[4]が成功したため、二匹目のドジョーを狙ったものと思われます。高配当を目的としたため、設備等は韓国やドイツのものが導入され、地元の企業のためにはほとんどなりません。かつ、その売り上げや利益は、地元住民が電気料金値上げというかたちで負担する、という地元民にとっては踏んだり蹴つたりの状態になってしまいました。大震災を奇貨として復興予算をも奪っていった投資家たちにだまされた、といっても過言ではありません。FIT事業は数年前、金融商品年利10%程度の投資案件として多くの投資家たちを呼び込みました。しかし、メガソーラーの買取価格が下がり、今では年利7%以下になっているようです。そのため、彼らは2年ほど前からバイオマス発電事業にシフトしてきました。地下水の調査試掘は4年前だったようですが、インターネットでは、今でも年利13%とか14%とかの金融商品として盛んに募っている業者がいます。しかしこの9月から、東北電力の買取価格が21円/kWになる予定で（現在は24円/kW）、バイオマス火力発電事業で元をとるのはかなり難しくなっているようです。ただし今は、おもてに一部上場企業をたてて、投資家から資金を集め、計画的に倒産した方が、金融ブローカーにとってはかえって儲かるという状況にもなっていることを付け加えます。</p> <p>本件は上記に加え、ありとあらゆる補助金や税の優遇措置を使っただけのプロジェクトです。そのため税収入に関する自治体のメリットは非常に小さく、かつ本事業は全てコンピューターを使った運転なので、地元の雇用をそれほど期待できません。経済的なプラスとマイナスを考えれば、地元の人々にとっても大きなマイナスになります。現在、全世界の木質ペレットの資源はそれほど潤沢ではなく、取り合いになりつつあります。</p> <p>事業予定者たちは、当初、第2種事業（岩手県では3万kW～11.25万kW）の範囲内におさめれば、「環境アセスの手続きが不要」かつ「住民説明会なし」になることを狙って進めてきた、と疑われても不思議ではありません。内容がこのようにズサンでかつ捏造を含むものでも、出力を11.25万kW以下におさえれば容易に合格する、と踏んでいたようです。この環境影響評価方法書は、通常ならば、あまりにもはずかしくて世に出せないシロモノです。その点、「手続きが必要」とした審査会の判断（2016年6月20日）はある程度評価できます。</p>	<p>本意見については、宛先が事業者でないため、回答は控えさせていただきます。</p>

表 2-1 (38) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
227 続き	<p>FITは発電事業の費用を、電気料金値上げというかたちで地域住民に負担させるということなので、もし本件のバイオマス火力発電事業が運用されるならば、地域住民の電気料金は確実に上がります。つまり公平ではありません。このことは、県も市も地域住民に意図的に知らせていません。特定の投資家の利益が、そのまま地域住民の電気料金の値上がりになる、という構造になっています。県や市は、FIT事業を公報などに載せる場合には、実質的に新たな経済的な負担が発生することになるので、今後、付記としてこのことを必ず明記すべきと考えます。</p> <p>以上、本評価方法書は、環境上極めて重要な項目を意図的に除外しています。そのため、手続きの廃止を要求します。不満ではありますが、もし、私たちの廃止要求を認めないでこの手続きを元に戻す場合には、漁業や養殖の専門家などの適切な委員を選任し、改めて審査をやり直すことを要求します。</p> <p>前田建設工業㈱などは、住民説明会を強行しようとしています。即時中止を要求します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>[1]家庭ゴミや産業廃棄物、さらには「一般には捨てられないもの」を処分するために考案されたシステムの一つ。国は巨額を投じ、それらをペレット状に加工し、燃料として開発してきた。この事業は、二〇年程前、国の補助金制度の中で全国展開されたが、ダイオキシン類などの発生や爆発などが相次ぎ、すぐにすたれ、在庫品だけが残った。</p> <p>[2]第58回環境影響評価技術審査会会議録、平成28年6月2日、岩手県</p> <p>[3]「岩手・青森県境不法投棄事案（岩手県エリア）における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画」平成25年3月26日環境大臣変更同意、岩手県</p> <p>[4]五葉山・太陽光発電所、18MW、事業費60億円、前田建設工業㈱、他</p> <p>※図がつく</p>	<p>本意見については、宛先が事業者でないため、回答は控えさせていただきます。</p>

第3章 住民説明会において出された住民からの意見とこれに対する事業者の回答の概要

「岩手県環境影響評価条例」に基づき実施された方法書に対する住民説明会において、住民から事業者に出された意見と、これに対する事業者の回答(説明会当日時点)の概要は、表3-1(1)～表3-3(3)に示すとおりである。

表3-1(1) 第1回住民説明会において出された意見と事業者の回答(6月27日時点)の概要

No.	意見	事業者の回答
1	・スライドを見ながら言葉で説明を聞いただけでは分からない。スライドや方法書を印刷して住民に配布すべき。	・検討させていただきます。
2	・事業者が県民等から出された意見の概要を県なり市なりに報告することだが、我々がその内容を確認する方法はあるのか。県からは確認する術はないと聞いている。	・確認する術はございます。
3	・方法書では景観に影響を及ぼさないと結論付けている。 方法書[要約書]55ページにおいて、対象事業の実施による主要な眺望点及び景観資源の直接的改変はないとある。	・その記載は、第2種事業判定の時に県に提出した内容であり、この内容で確定しているわけではございません。当時は景観に及ぼす影響はないということで県に審査していただきまして、県の意見もございませんでした。これは事実です。また、高台移転については当時造成を始めたばかりでしたので、どうなるか不明でした。 第2種事業判定時の内容も今回の方法書にまとめるように県から指示がありましたので、非常に分かりづらくなっているかと思うのですが、今回の説明会も含めて、皆様からの意見を求めているのが現状です。
4	質問書(6月27日付)を元にした質問・意見 1. バイオマス火力発電が事業として本当に実現性があるのか否かについて ①FITは利用するのか? ・認定予定日はいつか。 ・認定に岩手県議会の議決は必要なのか。 ・発電の予定年月日はいつか。 ②FIT制度がなくなった場合、その時点でこの事業を中止するのか? ・FIT制度で20年間運転したとしたらその後はどうなるのか。 ・国際リニア・コライダー・プロジェクトに転売か。 ③県の土地売却要件に10年間の買戻し特約がついているが、10年で事業をたたむこともあり得るのか。 ・10年後、リニア・コライダーの建設進行を待って、その値上がりを待って転売はしないという約束でいいか。 ④事業収入 ・大船渡市議会6月定例会の船野章議員の質問に答えて、「稼働後20年間で100億円程度の事業収入が見込まれる」とあるが、設備などの建設費用の総額はいくらか。	・FITは利用いたします。 ・予定日については、系統連系の進み方によって変わりますので、正確にはお答えできません。 ・必要ないと認識しております。 ・平成33年中頃と考えております。 ・その時の社会情勢によって判断いたします。 ・その時の社会情勢によって判断いたしますので未定です。 ・20年後の状況が分かりませんが、今のところ転売は考えておりません。 ・現状では考えておりません。 ・転売できるかどうかはわかりませんので、お答えできません。 ・訂正記事も出たと思うのですが、20年間、1年100億円とお答えしたと思います。 実際には年間160億円くらいの売電収入があると考えております。

表 3-1(2) 第 1 回住民説明会において出された意見と事業者の回答 (6 月 27 日時点) の概要

No.	意見	事業者の回答
4 の 続き	<p>⑤木質ペレットの質・値段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RDF ペレットなどの不良な木質ペレットを全く使わないと約束できるのか。 <p>→ ・ 塩素分は何 ppm なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射能がついた木質ペレットを全く使わないと約束できるか。 ・ 純粋な木質ペレットだけを使うと約束できるのか。その場合、住田町の木質ペレット使用予定量は、全体使用量の何%になるのか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットなどでは、廃油を混入した悪質なものを想定し、バイオマス火力発電の利回り 14% などと投資家を募っているがどうなのか。 <p>⑥資金調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は投資家を募っているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品としての年利回りは何%か。 ・ 日本の一般家庭の電気料金が上がるという話は本当か。 ・ 本件は外国人投資家と関係してるのか。 <p>⑦資格など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種電気主任技術者の資格を持っている正社員は何人在籍しているのか。 ・ 運転要員の数。 <p>2. (仮称) 大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書の法的な根拠について</p> <p>①この環境影響評価方法書は誰が作ったものなのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私文書か公文書か。 ・ 作成した本人が出てこないと正確に答えられないのではないか。 <p>②岩手県県土整備部が出している「大船渡港永浜・山口地区工業用地 (第一期) 平成 28 年 9 月公募要領の申し込み資格」として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針の 4 項目、周辺住宅、文教施設等の生活または学習環境に悪影響を及ぼさない、かつ申し込み資格のウの項で、発火若しくは悪臭が生じ、又は周辺の美観を害するおそれのある貨物等を取り扱う施設でないこととされている。 <p>→ ・ 美観を害するおそれがないという結果を方法書には書いていますが。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なぜ景観の箇所が意図的に有名でない場所を選んだのか。 ・ 実際には厳島神社と弁天山公園がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 トン 2 万円で考えております。 ・ RDF ペレットは使用いたしません。今回使うペレットに含まれる塩素分も微量です。 ・ ペレットの成分中の 0.04% です。 ・ 使用いたしません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 木質ペレットを使用いたします。住田町からは、他にも出しているのであまり量は出せないと聞いております。林業再生に協力しながら供給量を増やす努力をしたいと思います。 ・ 廃油は使用いたしません。立ち上げのときに軽油を使用するのみで、それ以外は 100% ペレットです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一緒に事業をやっていく方は募っております。他に銀行からの融資もお願いしております。 ・ 資金調達予定はございません。 ・ 事実です。再生可能エネルギーの率を増やすための補助金を一般消費者にも負担していただくという意味で、電気料金が上がります。 ・ 関係していません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今はお答えできません。帰って調べさせていただきます。 ・ 発電所自体を運転する人 (オペレーション) で 10 名近くは置く形にいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 我々 (前田建設工業) です。 ・ 法律に詳しくないのでお答えできません。 ・ 主に作成したのは前田建設工業ですが、日本工営や技術者を含めて、手伝ってもらって作成しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社はまだこの土地の公募には応募していません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 種事業判定では、県も見ており、美観については触れずに、それ以外の 2 点について指摘がありました。 ・ 意図的ではございません。方法書を作った時点では高台移転される場所の眺望が検討に入っておりませんでしたので、今後考えて回答を出していこうと考えております。 ・ 今後検討させていただきます。回答は保留させていただきます。

表 3-1(3) 第 1 回住民説明会において出された意見と事業者の回答 (6 月 27 日時点) の概要

No.	意見	事業者の回答
4 の 続き	<ul style="list-style-type: none"> ・結論として、公募要領に該当しないことは明白ではないか。 ・県道沿いに高さ 20m の遮音壁を作ることは、高台移転した団地住民の景観を著しく破壊する。 ・そして、主要な眺望点及び景観資源への直接的な改変はないと結論づけているが、公募要領の申込資格を満たすために意図的に改ざんしていると判断する。 ・意図的な改ざんならば刑法 161 条違反になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募要領に該当するか否かは我々が判断することではございませんので、回答は控えさせていただきます。 ・この点につきましては、審査会で指摘された事項の 1 つとして、再調査となっておりますので、検討させていただき、評価書等で明らかにして参ります。 ・次回回答させていただきます。
5	<p>もし反対したら事業を中止するのか。 何が何でもやっていくのか。</p>	<p>私個人(●●)の判断では回答できかねるところですが、強引に進めるつもりはございません。しかし、事業者としては事業を進めていきたいと思っておりますし、ご相談させていただきたいと思っております。</p>
6	<p>相談にはのりたくない。やめてもらいたい。</p>	<p>ご意見として承ります。我々は事業として進める方向で努力したいと思っております。</p>

表 3-2(1) 第 2 回住民説明会において出された意見と事業者の回答 (6 月 28 日時点) の概要

No.	意見	事業者の回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・取水場所等の近隣企業への事業説明会はないのか。 ・事業説明会はいつごろやる予定なのか。 ・必ず実施してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご要望がありましたら、それにお応えして開催いたします。 事業説明会の開催も予定していましたが、方法書の説明会が先になってしまいました。 ・7 月中頃くらいまでにはやりたいと思います。 ・わかりました。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールがよく理解できないのだが、既に大船渡市長の意見は出ているのか。 ・今後意見が出るということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は出ておりません。 ・その通りです。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ILC の誘致との関係についてどう考えているのか。 ・ ILC の指定のために永浜・山口地区の公募を一時中断すると県が 6 月 12 日に発表しているのに、御社は 6 月 14 日に説明会をやるという公告を出している。なぜあえて出すのか。 ・前田建設の火力発電と ILC 誘致は必ず競合する。 ・では、事業を中止するという判断はどの段階であるのか。 ・地元では ILC の誘致を基本に考えており、邪魔をしてほしくない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ILC に関しましては、我々（前田建設工業）がコントロールできる範囲ではございませんし、県の判断に従うのみです。 ・ ILC の検討とは聞いておりますが、決定とは聞いておりません。 ILC とも共存できるならばそうしたいと考えております。 ・競合する前に（公募に）応募できないと思います。 ・公募再開の行方を県へ定期的にヒアリングしながら、注視していく考えです。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録は、録音されて知事、市長まで届くのか。 ・我々に配布されるのか。 ・誰がどう書くのか。 ・御社の勝手な議事録になってしまう可能性はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・録音したものを整理して報告します。 ・配布する予定はございません。 ・前田建設工業が整理します。 ・まとめたものは、次の準備書で提示します。準備書の縦覧もございませし、不明な点があれば、説明会でもご説明いたします。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・9000 トンの取水をするということだが、これは 50 年ここで事業をやってきた者として大変な量だ。地下水がどうなっているのかは正直分からないし、ここには水産加工業者が何社といるのだから、水がなくなって事業ができなくなった時の補償を必ず考えておいてほしい。 ・地下水の変動の把握には一時的な調査だけでは不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画として取水量は 1 日 5500 トンまで減少しました。 ・補償につきましては、事業説明会の時に明確に答えられるようにしておきます。 ・取水試験中であり、影響を確認中です。しかしながら 10 年調査することはできないため、調査結果から推定するしかないと考えています。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県の仙台・多賀城・塩釜あたりでは、工業用水法ということで、地盤沈下の懸念から取水量が制限されているときいている。1 日 6000 トンの取水には危険を感じているが、どう考えているのか。 ・1 年大丈夫だったから、10 年後大丈夫かというのはあくまで予測でしかない ・海水を淡水に変えるだとか、別の方法もあるのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の水位の変化だけでなく、地盤の沈下に対する影響についても予測評価する予定です。 ・予測でしかないことは重々承知していますが、新しく井戸を掘る箇所では予測でやっていくしかないという事実はお知りおき下さい。 ・ご意見ありがとうございます。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・この説明会を開催するにあたって、大船渡市のどういう課と協議をして、どういう取り決めが現時点でなされているのか。 ・これだけ大きな問題になっているのに、市側として何も説明がないのは大きな問題だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り決めはございません。 環境アセスメントについて相談はさせていただきます。

表 3-2(2) 第 2 回住民説明会において出された意見と事業者の回答 (6 月 28 日時点) の概要

No.	意見	事業者の回答
8	<ul style="list-style-type: none"> ・排水温度は何度なのか。 それによって海の生態系への影響はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地を出たところで 30 度以下と考えております。その後排出した水は浄化センターさんのほうで適切に処理していただきます。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・懸念されるものがあまりにも大きすぎて、どうしたら住民の思いが伝わるんだろうという思いがすごく大きい。その辺はご理解いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・承知いたしました。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・5000 トン取水したうち、浄化センターに何トン流すのか。 ・今現在の処理量に加えてさらに 1550 トンを処理する能力が今の浄化センターにあるのか。 ・では、処理能力が分からないうちから、浄化センターに流す計画で進んでいるのか。 ・前田建設さんからの提案があつて増設計画の動きもあるのか。 ・増設計画と発電の計画がうまくリンクしなかった場合、どうするのか。 ・そのような状況で住民説明会はできるものなのか。処理能力が無いのに、あるという前提で影響評価ができるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1550 トンです。 ・既存の施設ではございません。市のほうから増設計画を進めていると話を聞いております。 ・これから協議してまいります。 ・我々の事業とは関係なく、その以前から増設の話があつたと聞いております。 ・排水先を別に考えて計画をし直すか、排水量を減らす方法を考えるのか、あるいは事業をやめるのもひとつの選択肢になるかもしれないと考えております。まだ確定しておりません。 ・処理能力の増強に向けて協議していきたいと考えていますが、叶わなかった場合は、上記の選択肢を選ばなくてはいけないと思いますし、ましてや海に直接流すということになれば、環境影響評価の項目に加えて評価しないといけないと考えています。

表 3-3(1) 第 3 回住民説明会において出された意見と事業者の回答 (7 月 18 日時点) の概要

No.	意見	事業者の回答
1	<p>・景観や騒音、振動、煤煙などについて、分かりやすく説明してほしい。</p>	<p>・今回は方法書という段階で、今後どのような形で環境影響評価、調査・予測・評価をやっていくかという説明です。実際このくらいの音になる、こういう見え方になる、というような具体的な予測結果については、今後準備書の中で明らかにしてまいります。</p>
2	<p>・評価項目の選定として 10 項目挙げられているが、これ以外は現時点では、評価項目に含める必要はない、という判断なのか。</p>	<p>・お手元のあらましという資料を見ていただければと思いますが、岩手県の環境影響評価条例の技術指針の中に、火力発電所事業をやる時の標準的な項目が記載されております。今回この表の中に○と×と◎というものがあまして、○と◎が今回事業者が選定した環境影響評価の項目でございます。×が入っているところにつきましては、事業者として今回の事業においては著しい影響はないだろうという考えのもと、項目として選定していないというものでございます。</p>
3	<p>・この地域の地域性を考えたうえで、高い温度の排水による湾内の生態系への影響は取り上げないのか。</p> <p>・ダイオキシンを含んだ 140 数度の排ガスが毎時間 60 万立米以上排出されて、それが雨等によって湾内に降り注ぐことによって、湾を汚染することについては評価項目として取り上げないのか。</p> <p>・以上のように、この地域の地域性を考えたうえで評価項目を取り上げるべきではないのか。</p>	<p>・敷地内の排水処理施設を通すことで、排水の温度は 30 度以下と考えております。その後浄化センターのほうで適切に処理していただく形になるだろうという考えのもと、今回は評価項目に選定しておりません。</p> <p>・ダイオキシンが全く発生しないとは言えませんが、木質ペレットを使用しますので、ダイオキシンの発生はごく少量であり、影響が出るほどではないと考えております。そのため、今回は評価項目に選定しておりません。</p> <p>・今回の方法書説明会では、まさにこのような意見をいただきたいところでございます。それに対する我々事業者の意見も含めて県に報告いたします。その後県の判断が来ますが、それらは準備書で明らかになりますし、縦覧や説明会もございますので確認いただけます。</p>
4	<p>・第二種事業判定の事業の概要の届け出は平成 28 年の 4 月 28 日で間違いないのか。</p> <p>・平成 29 年の 1 月 22 日までこの場所にはどの事業も来ないと県の土木センターと市の水産課から説明されていた。おかしいのではないのか。その経緯から解決しなければならないのではないのか。それまで(事業の)説明はしてもらわない必要はない。</p>	<p>・間違いございません。</p> <p>・県のほうでどう説明されたかは分かりかねますが、おっしゃっていることは承知いたしました。ご意見は県のほうに伝えさせていただきます。今の時点では、我々はまだ土地の応募もしておりませんし、その当時は買う権利もございませんでした。しかし、土地の所有の有無には関係なく、アセスは並行して進めていかなければならない(間に合わない)ので、そうしております。</p>

表 3-3(2) 第 3 回住民説明会において出された意見と事業者の回答 (7 月 18 日時点) の概要

No.	意見	事業者の回答
4 の 続き	<p>・何も権利がないものを住民に説明しているのはどういうことなのか。</p> <p>・この事業の話が出てきたこと自体が騙されたようなものだ。いくら説明にこられても反対だ。</p> <p>・事業とアセスとは別物だというけども、アセスにはある目的があつてする訳だし、対象となる場所が特定されてる訳ではないのか。</p> <p>・県は応募の企画を、最初は製造業だけだったのを、たった 3 か月の公募期間で全業種に拡大した。そして裏にこれ (火力発電事業) があつた。挙句の果てにはリニアコライダーが来るからといって、前田建設だけがその環境アセスの手続きをして (公募を) 閉じてしまった。アセスは誰でもできるというけれども、前田建設さんだけが応募できる状況にあるのではないのか。</p> <p>・公募を全業種に拡大するという話の前の段階から、前田建設はアセスをやってきている。裏に何かあるんじゃないか。どこかで覆ると思っていたのではないか。</p>	<p>・今は権利がありませんが、買おうと意思はありますので、買えたらということで説明させていただいております。</p> <p>・事業的な話としては承知いたしました。県にもそのような意見があつたとお伝えいたしますが、アセスとしてはまた別の話だと考えております。</p> <p>・事業とアセスが別だという考えではございません。</p> <p>事業するためにアセスをするということで一体化しております。</p> <p>しかし、事業が完全に成り立って、100%できるという状態からアセスをする訳ではなく、並行してやっているのが今の現状でございます。</p> <p>・応募できるのが、製造業から広がりましたので、我々 (前田建設) 以外にも応募できるはずでございます。</p> <p>公募が閉じた話は我々も急でびっくりいたしましたし、存じ上げませんでした。先ほどの県と市からの説明についても存じ上げませんでした。</p> <p>・ここで確実にできると分かっていたら、ILC 誘致に関連しての中断も含めて、こんなに苦勞はしておりません。皆様への説明も含めて、まだ乗り越えなければならない部分もたくさんあると思っておりますし、確実にできるとは思っておりません。</p>
5	<p>・この土地を発電所用地に選定した理由はなにか。</p>	<p>・当社は今大船渡市内の五葉山という所で、太陽光発電を事業としてやっております。</p> <p>その際から、ここに土地があるのを存じ上げておりました。</p> <p>また、バイオマス発電をするにあたっては、海外から燃料を輸入する必要がありますので、埠頭がすぐ横にあるという点も選んだ理由でございます。</p>
6	<p>・全国的に、ほかの地域で、住宅地や中学校のそばに発電所がある事例はあるのか。</p> <p>・津波や地震などがおきた場合、福島のような事態はないのか。</p> <p>その影響は近隣 (住宅地や中学校) に及ばないのか。</p> <p>・設計ではそうなのだろうが、原子力についても、設計では安全ということをやっていた。安全と安心はこのくらい違う。今の説明では安心はできない。</p>	<p>・今すぐは分かりませんので、調べさせていただきます。</p> <p>・燃料の投入口には、非常時に遮断する装置をつける予定でおりますし、火がついている木は単純に燃え続け、ボイラーとしては支障がないように停止する構造にしております。</p> <p>あるいは電源がなくなっても安全に停止できるように設計を進めているところでございます。</p> <p>津波で浸かった場合も、それで鎮火しますし、不純物等がでないようになる予定でございます。</p> <p>・基本的には福島と違って扱っているものがあくまで木ですので、そういう意味では福島と同じということはないと思っております。</p>
7	<p>・振動や温度いろいろあると思うが、具体的な影響が分からないと賛成も反対もしようがない。</p>	<p>・準備書で明らかにしてまいりますので、もう少々お待ちください。</p>

表 3-3(3) 第 3 回住民説明会において出された意見と事業者の回答 (7 月 18 日時点) の概要

No.	意見	事業者の回答
8	<p>・防音壁 20m に対して、プラントの高さが 40m から 50m では景観上問題があるのではないかと。高台にせっかく移った意味がないのではないかと。</p>	<p>・高台と中学校からの景観につきましては、今後検討いたします。</p>
9	<p>・ダイオキシンや煤煙に関して、近くに小学校、中学校、保育園だとか、幼い子供達、児童達が生活してる場が多いのだが、長い間煤煙を吸って体の中にある程度悪影響が出てくるのではないかと。</p>	
10	<p>・養殖漁業に関して一切回答がなされていない感じがする。 このまま事業が進められれば、養殖漁業はおそらく壊滅するのではないかと。</p> <p>・学者から話をきいてなぜ漁業者からは話をきかないのか。日本海の岩牡蠣には伏流水というものがある。0.8%でもどれくらい水が重要なものか。(分かっていない)</p> <p>・あんた方の生活のために漁業者はどうなってもいいのか。漁業者なんて誰も(この事業を知らない)</p> <p>・学者ではなく漁業者が養殖している。学者の言う都合のいいところばかり聞いてきて、納得させようなんて漁師をばかにしている。</p> <p>・まず我々に話を聞きに来るべきだった。ゼロからやり直したほうがいい。</p> <p>・福島原子力発電所で、冷却された水(死んだ水)が流れるところでは、ものは育たないと聞いている。それもちゃんと調べたほうがいい。</p> <p>・バラストで苦勞している漁民のことも地域の人たちのことも考えていない。話し合う価値もない。来ないのが 1 番いい。</p>	<p>・牡蠣の話はまだ公式な話として受け取ってないという見解であり、まだよくわからない点も多くございます。調べた限りでは、我々の事業で取水する量が、大船渡湾に流れ込む水量の 0.8% ぐらいになるということで、さほど大きな影響はないのではないかと考えております。</p> <p>また、いろいろな先生の知見を聞きますと、海に流れる栄養は地下水よりも川からの部分のほうが多い、という意見を有する方もいらっしゃいますので、やはり影響は少ないのではないかと考えており、県にもそのように回答する予定でございます。</p> <p>・ご意見として伺っております。</p>
11	<p>・意見書はどこに持っていったらいいか。</p>	<p>・意見書の提出につきましては、市役所 1 階の市民環境課前と、合同庁舎 1 階の県民ホールのところ意見書の投函箱が置いてございまして、そこに投函できるようになっております。直接前田建設工業に送っていただいても結構でございます。</p>

東海新報への公告内容

環境影響評価方法書の公表について(公告)

環境影響評価法に基づき、(株)大船渡バイオマス火力発電事業の環境影響評価方法書の案質及び説明会の開催を以下の通り公表します。

- 事業者の名称：前田建設工業株式会社
代表者：代表取締役社長 前田博志
所在地：東京都千代田区富士見2丁目10番2号
- 対象事業の名称、種類、規模等：
名称(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業
種類 バイオマス発電所設置事業
規模 発電設備出力11万2千kw
対象事業実施予定区域：岩手県大船渡市水浜(旧田地区工業用地)
関係地域：岩手県大船渡市
- 方法書の取扱い
公表期間：平成29年6月15日(火)～平成29年7月11日(金)まで
公表場所：(1)上記の公表期間を以て、大船渡市役所市民環境課(岩手県大船渡市水浜(旧田地区)水1階市民ホール)；
公表時刻：毎日の開催時間による
18時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)
28時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)
- 電子閲覧 <http://www.masuda.co.jp/efurata/>
- 方法書説明会の開催日及び場所：
第1日 平成29年6月27日(水)18時30分～20時
大船渡市立市民会館地区公民館(岩手県大船渡市水崎町字(旧)180-28)
第2日 平成29年6月28日(木)19時～20時30分
約分者相互施設 シーパル大船渡(岩手県大船渡市水崎町字(旧)水崎8-6)
- 意見書の提出：方法書について環境の保全の見地からのご意見をいただく方は、書面にて提出することができます。
提出方法：氏名及び住所、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送(当日消印有効)又は公表場所に設置された意見箱への投函に於て提出
提出期間：平成29年7月28日(金)まで
- 意見書の提出先及びお問い合わせ先：
〒122-8151東京都千代田区富士見2丁目10番2号
前田建設工業株式会社 事業戦略本部 TEL03-5276-5185 (担当：丸山弘之)

当社ウェブサイトへの掲載内容

2017年06月15日

「(仮称)大船渡ハイマ火力発電事業の環境影響評価方法書」の縦覧について

「(仮称)大船渡ハイマ火力発電事業の環境影響評価方法書」の縦覧について

「岩手県環境影響評価条例」に基づき、「(仮称)大船渡ハイマ火力発電事業の環境影響評価方法書」(以下「方法書」という。)及びこれを要約した書類(以下「要約書」という。)を作成いたしましたので、以下の通り縦覧についてお知らせいたします。

事業者の氏名及び住所	
名称	前田建設工業株式会社
代表者	代表取締役社長 前田 操治
住所	東京都千代田区富士見二丁目10番2号
対象事業の名称、種類及び規模	
名称	(仮称)大船渡ハイマ火力発電事業
種類	ハイマ発電所設置事業
規模	112,000kW
対象事業が実施されるべき区域	岩手県大船渡市永浜・山口地区工業用地
関係地域の範囲	岩手県大船渡市
縦覧場所	大船渡市役所市民環境課 岩手県大船渡地区合同庁舎 1階県民ホール
縦覧期間及び時間	平成29年6月15日(木)から同年7月14日(金)まで (ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く) 縦覧時間は午前8時30分から午後5時15分まで
電子縦覧	縦覧期間中は、下記のウェブページにて縦覧いただけます。 http://www.maeda.co.jp/ofunato/
問い合わせ先	前田建設工業株式会社 事業戦略本部 東京都千代田区富士見二丁目10番2号 電話 03-5276-5485 (土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで。) メールアドレス ofunato-assess@jcity.maeda.co.jp 担当:片山

～(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業の環境影響評価方法書～縦覧と説明会のお知らせ

▷意見書の提出先/問い合わせ先=前田建設工業株式会社事業戦略本部 (☎03-5276-5485/〒102-8151東京都千代田区富士見2-10-2)

岩手県環境影響評価条例に基づき、(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧と説明会の開催について、次のとおり公表します。

- ▷事業者の名称=前田建設工業株式会社
 - ・代表者=代表取締役社長 前田操治
 - ・所在地=東京都千代田区富士見2丁目10番2号
- ▷対象事業の名称、種類、規模など
 - ・名称=(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業
 - ・種類=バイオマス発電所設置事業
 - ・規模=発電設備出力11万2千kw
- ▷対象事業実施予定区域=大船渡市永浜・山口地区工業用地
- ▷関係地域=大船渡市
- ▷方法書の縦覧
 - ・縦覧期間=6月15日(木)～7月14日(金)
 - ・縦覧場所=市役所本庁市民環境課、大船渡地区(13) 広報大船渡 29.6.5(No.1104)

合同庁舎1階県民ホール

※いずれも土・日曜日、祝日を除き、午前8時30分～午後5時15分

- ・電子縦覧=<http://www.maeda.co.jp/ofunato/>
- ▷方法書の説明会の日時・会場
 - ・第1回=6月27日(火)午後6時30分～8時/赤崎地区公民館
 - ・第2回=6月28日(水)午後7時～8時30分/シーバル大船渡
- ▷意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見がある人は、書面により提出することができます。

- ・提出方法=氏名、住所、環境の保全の見地からの意見を記載し、郵送または公表場所に設置している意見箱へ投函してください。
- ・提出期限=7月28日(金)[当日消印有効]

▷問い合わせ=市役所☎0192②3111

関係地区に対してのチラシ

**(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業
環境影響評価方法書 説明会開催のご案内**

本事業は、大船渡港永浜・山口地区においてバイオマス火力発電事業を進めるものであり、燃料にバイオマスを用いたクリーンエネルギーの供給を目指すものです。このたび、「岩手県環境影響評価条例」に基づき、平成29年6月14日に岩手県知事に「環境影響評価方法書」を提出いたしましたのでお知らせいたします。また、環境影響評価方法書の説明会を以下のとおり開催いたしますので、ご案内いたします。

前田建設工業株式会社

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：前田建設工業株式会社
代表者の氏名：代表取締役社長 前田 操治
所 在 地：東京都千代田区富士見二丁目10番2号

対象事業の名称、種類及び規模

■対象事業の名称
(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業
■対象事業の種類
電気工作物(火力発電所)
■対象事業の規模
出力：112,000kW

対象事業実施区域

岩手県大船渡市永浜赤崎工業用地

環境影響評価方法書の公告及び縦覧

■公 告 平成29年6月15日(木)
■縦覧期間 平成29年6月15日(木)～平成29年7月14日(金)
■縦覧場所 大船渡市役所 本庁 市民環境課
岩手県大船渡地区合同庁舎 1階県民ホール

説明会の開催を予定する日時及び場所

■日時・場所
・平成29年6月27日(火) 18:30～20:00
赤崎地区公民館(大船渡市赤崎町字山口80-38)
・平成29年6月28日(水) 19:00～20:30
シーバル大船渡(大船渡市盛岡二本杵8-6)

■赤崎地区公民館



■シーバル大船渡



方法書についての意見書の提出

■提出先及びお問い合わせ先
前田建設工業株式会社 事業戦略本部 担当 片山
〒102-8151 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
電 話 03-5276-5485
郵送にて提出願います。
■提出期間 平成29年6月15日(木)～平成29年7月14日(金)
■記載事項 1. 意見書を提出する方の指名及び住所
2. 方法書についての環境の保全の見地からの意見

お問い合わせ先

前田建設工業株式会社 事業戦略本部
住 所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
電 話 03-5276-5485 (8:30～17:00/土、日、祝日は除く)

関係地区に対してのチラシ（追加説明会（第3回説明会）開催案内）

(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業 環境影響評価方法書 追加説明会開催のご案内

本事業は、大船渡港永浜・山口地区においてバイオマス火力発電事業を進めるものであり、燃料にバイオマスを用いたクリーンエネルギーの供給を目指すものです。

さる6月27日(火)、赤崎地区公民館にて開催いたしました(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書説明会の際にご依頼のありました、追加の環境影響評価方法書説明会を以下の通り開催させていただきたく、ご案内いたします。

日時：平成29年7月18日 18:30～20:00

場所：赤崎地区公民館(大船渡市赤崎町山口80-38)

※お詫びと訂正

先日配布いたしました「(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業 環境影響評価方法書 説明会開催のご案内」中の「■方法書についての意見書の提出」にて

■提出期間 平成29年6月15日(木)～平成29年7月14日(金) となっておりますが、

■提出期間 平成29年6月15日(木)～平成29年7月28日(金) が正しい期間となります。

謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正いたします。

お問い合わせ先

前田建設工業株式会社 事業戦略本部

住所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

電話 03-5276-5485 (8:30～17:00/土、日、祝日は除く)

「(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書」に対する委員
からの事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《方法書》全体

6月27・28日に行われた方法書の地域住民への説明会において、地域住民の方々から出された意見をできるだけ詳しく教えていただきたい。
(平井 勇介委員)

【回答】

「環境影響評価方法書についての意見と事業者の見解」の第3章に示した説明会開催記録のとおりです。

【2】

《方法書》p3, p17

燃料の木質バイオマスは、どの地域から購入するのかお教えいただきたい。

(由井 正敏委員)

【回答】

基本的に北米からペレットを輸入する計画としています。また、安定供給等の条件が合えば東南アジア産等についても対象とする可能性があります。

国内については、近隣市町村からの供給があれば優先的な受け入れを検討させていただきます。

【3】

《方法書》p15

「発電用燃料の種類は、バイオマス（木質ペレット等）」とあるが、100%木材ということではどうか。100%木材でない場合、その他の成分としてどのようなものを想定し、受け入れ基準（規格）、基準確認方法等はどのように行う予定であるか。

また、バイオマスが廃棄物に該当する場合、廃棄物処理施設としても評価を行う必要がある。
(環境保全課・資源循環推進課)

【回答】

発電用燃料としては100%木材で計画しており、石炭等その他の成分は想定していません。形態としては木質ペレットにて利用する計画ですが、一部木質チップとしての利用も想定しています。

なお、本施設はバイオマス火力発電事業として計画しているものであり、有価物（燃料）としてバイオマス（木質ペレット等）を活用するものです。計画施設は廃棄物処理施設として申請する予定はなく、計画施設で廃棄物を処理することはできません。

【4】

《方法書》p16

(3) 発電用燃料の種類及び年間使用量に「バイオマスは輸入により調達する計画であるが、地域のバイオマスについても積極的に受け入れる計画である。」とありますが、バイオマスが廃棄物に該当する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく所要の許可が必要となる場合がありますので、調達計画を明らかにしていただきたい。

(大船渡保健福祉環境センター)

【回答】

【3】にて回答したとおり、計画施設を廃棄物処理施設として申請する予定はありません。

燃料としてのバイオマスは、【2】にて回答したとおり、基本的には北米からの輸入により調達する計画です。また、条件などが合致すれば東南アジア産等も対象とします。さらに、近隣市町村からの供給があれば優先的な受け入れを検討させていただきます。

【5】

《方法書》p15

表 2.2-5 において、ボイラー形式や蒸気タービン、排ガス処理設備、排気筒高さ等が当初計画から変更されている。当初計画の設備と比較して、本設備の導入によりどの程度自然環境への配慮がなされたのか、具体的に説明していただきたい。(齊藤 貢委員)

【回答】

当初計画からボイラー燃焼方式を変更し、燃料を石炭混焼からバイオマス専焼とすることでカーボンニュートラルの考えから CO₂ 排出量をゼロとしました。また、燃料中の硫黄分が少なくなったことから、SO_x の削減にも寄与しているものと考えます。

排ガス処理設備についても当初計画の電気集じん機からより高性能のバグフィルターに変更しています。

当初計画より煙突（排気筒）高さを低くしておりますが、その代わりに排ガス温度を高くすることにより当初計画と同等以上の有効煙突高さを確保しているものと考えます。

【6】

《方法書》p15～16

表 2.2-5、表 2.2-7 において、当初計画より今回の方法書では排気筒（煙突）の高さが大幅に低くなっている（当初：80m、方法書：59m）。また、煙突出口ガス温度が、非常に高くなっている。（当初：58℃、方法書：146℃）。

煙突出口ガス温度は、これらの措置を講じたことにより、周辺環境への影響は避けられるのか（煙突の高さを高くして煙突出口ガス温度を下げる必要はないのか）、回答いただきたい。

(佐藤 久美子委員)

【回答】

今後作成する準備書では今回計画をもとに拡散計算により予測・評価を行います。

有風時の排ガスの上昇高さ（ ΔH ）について CONCAWE 式により試算すると、

当初計画では、 $\Delta H=101\text{m}$

今回計画では、 $\Delta H=165\text{m}$

となります。これに煙突実高さを加えた有効煙突高さは、

当初計画では、 $101+80=181\text{m}$

今回計画では、 $165+59=224\text{m}$

となり、有効煙突高さでは今回計画が高くなることから、周辺環境への影響は低減できるものと考えます。

【7】

《方法書》p15

本方法書において排気筒の高さを 80m から 59m に変更しているが、当初計画（第 2 種事業判定時）では「ダウンウォッシュを回避し得る高さ」として「 $h=80\text{m}$ 」を設定していた。

本方法書の「 $h=59\text{m}$ 」とダウンウォッシュ回避との関係について、排ガス処理施設の詳細な機能（処理原理等）とともに説明願いたい。

また、当該計画は、永浜地区防災集団移転地区の標高も踏まえた計画なのか併せて説明願いたい。

(環境保全課)

【回答】

ダウンウォッシュ時の影響については、集団移転地区に対する影響も含めて、今後の予測・評価において検討を行う予定です。

【8】

《方法書》p16

表 2.2-8 で、復水器の冷却用水として地下水の取水量が示されていますが、現行の水道の取水量（p.78、表 3.2-6）と合わせて、盛川の流量に対してどの程度の割合に相当するのをお教えいただきたい。

また、渇水期の流量に基づいて試算していただき、その影響（帯水層への海水の流入、地盤沈下の可能性、水道水源への影響）について評価していただきたい。（伊藤 歩委員）

【回答】

「大船渡市水道事業所平成 29 年度水質検査計画」によると、浅井戸を水源としている第 2 浄水場、第 3 浄水場、長崎浄水場の給水能力の合計は、13,430m³/日となっています。

計画施設のプラント用水は 5,500m³/日を予定しています。

平成 26 年 3 月策定「大船渡湾水環境保全計画」によると盛川の流量は 74,254m³/日とされています。

浄水場の給水能力に計画施設のプラント用水を加えた割合は、 $(13,430\text{m}^3/\text{日} + 5,500\text{m}^3/\text{日}) \div (74,254\text{m}^3/\text{日} + 13,430\text{m}^3/\text{日}) = 21.6\%$ となります。

プラント用水取水に伴う影響については、渇水期の調査結果も踏まえて準備書にて明らかにする方針です。

【9】

《方法書》p18~p19

プラント用水取水井戸の設置候補地の位置が、当初計画と今回の方法書では変更されている。この理由を教えてください。（佐藤 久美子委員）

【回答】

当初計画における取水井戸設置候補地は、敷地所有者の土地範囲に不正確な部分があったことから、今回の計画で範囲を修正させていただきました。

【10】

《方法書》p16

当該地区における井戸利用者の調査状況及び当該井戸への影響について説明願いたいこと。（環境保全課）

【回答】

現時点では調査を行っていませんが、プラント用水の取水候補地が確定した時点で周囲の状況を確認する計画です。

プラント用水の取水に伴う影響については準備書にて予測・評価を行う予定です。

【11】

《方法書》p17

(6) 一般排水に関する事項では、発電所からの一般排水を下水道に放流する計画となっているが、一般排水の放流量及び放流時の水温が、大船渡市の下水道処理施設にかかる負荷について検討していただきたい。（大船渡保健福祉環境センター）

【回答】

「大船渡市下水道条例」によると温度が 45℃未満の排水については除害施設を介さずに下水道に排水することができるとされています。計画ではプラント用水の排水として流量 1,550m³/日を 30℃以下の温度で下水道に排水する計画としています。

【12】

《方法書》p17

- 1 プラント用水を 1,550 m³/日下水道放流する計画であるが、プラント全体で使用する収支フロー（一日の使用水量、各工程での使用水量、蒸発分等を含めたフロー）を示すとともに、最大 1,550 m³/日下水道放流可能であることを下水道管理者に確認した結果等を説明願いたいこと。
- 2 下水道放流時のプラント用水の水温を示すとともに、当該温度で下水道放流可能であることを下水道管理者に確認した結果等を説明願いたいこと。

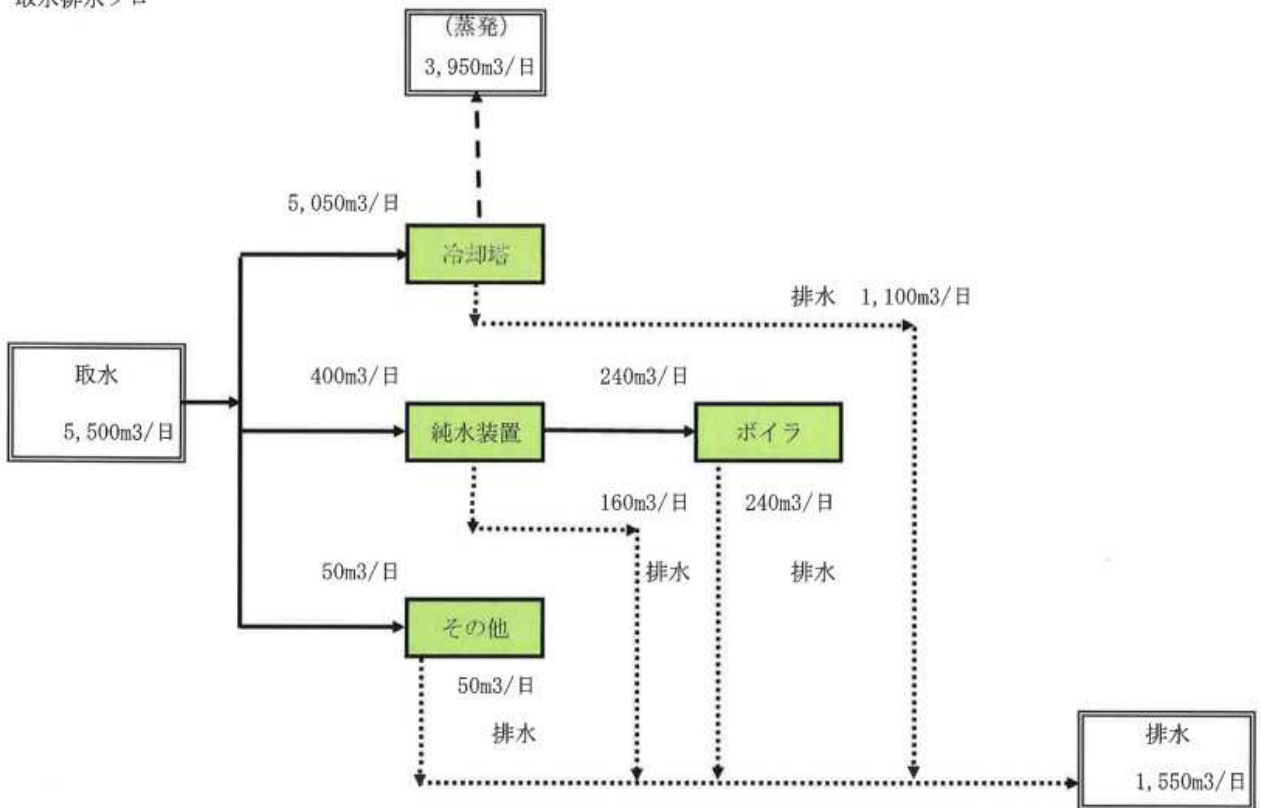
(環境保全課)

【回答】

- 1 プラント用水の収支フロー図については別紙 1 に示すとおりです。
大船渡市下水道事業所からは「下水道処理区域内であるため下水道処理について受け入れざるを得ない。」との見解をいただいております。
- 2 大船渡市下水道事業所からは「発電所での排水温度が 45℃未満で、下水道法による排水基準に適合していれば下水道処理施設での受け入れは可能である。当該施設に排水温度を下げる設備はなく現行の管渠では受け入れできないため、発電所の建設が決定した場合には下水道事業計画を検討していく。」との見解をいただいております。

別紙 1

取水排水フロー



【13】

《方法書》p32

図 3.1-7 に、湾口防波堤の位置を記載していただきたい。

(由井 正敏委員)

【回答】

準備書において明示します。(下図参照)



【14】

《方法書》p49～p66

開発予定区域内は、希少な動物、哺乳類の生息が確認されていることから、専門家等の意見を踏まえたうえで、十分な対策を講ずるよう検討していただきたい。(自然保護課)

【回答】

p. 49～66 については、文献資料における調査結果を整理したものです。計画地は埋立地であり、樹林地などは分布していません。平成 28 年 1、2 月に実施した現地調査において鳥類の貴重な種の生息が確認されていますが、計画地を繁殖・採餌環境として利用している種は確認できませんでした。事業の実施にあたっては、専門家などの意見を踏まえたうえで必要な対策を講じてまいります。

【15】

《方法書》p92

(2) 産業廃棄物の処理状況

出典を「都道府県別・種類別排出量推計値一覧表(平成 25 年度実績)」としていますが、正しい出典は「産業廃棄物排出・処理状況調査(平成 25 年度実績)」ですので、修正していただきたい。

(4) 廃棄物に係る苦情の状況

出典である「公害種類別苦情の受理及び処理状況」において統計処理した「典型 7 公害以外の苦情件数」について、本書においては「廃棄物投棄に係る苦情件数」と記載しており、適切な表現ではありませんので、修正していただきたい。(資源循環推進課)

【回答】

準備書において修正します。

【16】

《方法書》p96

建設予定地の向かい側等の防災集団移転促進事業で住民が移転する地区の騒音基準が、今後どうなるのか、お教えいただきたい。
(由井 正敏委員)

【回答】

施設の稼働に伴う騒音の検討において、高台移転地区については「専ら住居の用に供される地域」としてA類型の環境基準（昼間 55dB(A)以下、夜間 45dB(A)以下）を適用し、予測・評価を行う方針です。

【17】

《方法書》p159

「2）環境基準等との整合性に関する検討」において、「揚水孔から独立基礎で 44m 以上、布・べた基礎で 34m 以上の距離を確保することにより、圧密沈下による建物への構造的な障害を回避できる」と記載しているが、その範囲内（44m, 34m 以内）であれば「構造的な障害」が生じうるということか説明願いたいこと。

また、構造的な障害が生じうる場合、その障害を生じさせないための影響半径内での対策を説明願いたいこと。

(環境保全課)

【回答】

ご指摘の内容（独立基礎で 44m 以上、布・べた基礎で 34m 以上）は当初計画における検討結果です。今回の計画内容に伴う予測・評価については、準備書にて明らかにする方針です。

【18】

《方法書》p162～164

カンムリカイツブリは、日本野鳥の会盛岡の会誌「ヤマセミ」に掲載されたとおり、昨年から岩手県内数か所で繁殖が確認されているので、記述を変更していただきたい。

(由井 正敏委員)

【質問】

準備書において修正します。

【19】

《方法書》p169

対象事業実施区域は、岩手県の景観計画区域において一般地域の自然景観地区に指定されており、岩手県景観計画の景観形成基準への適合に努める必要があります。

また、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出が必要です。

(都市計画課)

【回答】

岩手県景観計画によると、計画地は指定されていませんが、周辺地域は一般地域の農山漁村景観地区、市街地景観地区、自然景観地区に指定されています。事業実施にあたっては、必要な届け出等を行ってまいります。

【20】

《方法書》 p169

建設予定地の向かい側等にある、防災集団移転促進事業等により住民が移転する地区からの景観を、評価するのをお教えいただきたい。 (由井 正敏委員)

【回答】

防災集団移転促進事業により造成整備された高台移転地及び赤崎中学校、住民説明会において要望のあった巖島神社に眺望地点を選定し、眺望の変化についてフォトモンタージュにより予測・評価を行う方針です。

【21】

《方法書》 p177

設備計画が当初（第2種事業判定時）から変更していることから、環境影響評価を行うすべての項目について改めて調査、予測及び評価を行うとともに、地域を代表する地点を調査地点として選定して、当該地点の実測値に基づき予測及び評価を行うこと。

(環境保全課)

【回答】

現地調査については、一部の項目（道路交通騒音・振動、地下水、鳥類、眺望景観）については実施しています。また、環境騒音・振動については新たに調査の実施を予定しており、地下水、眺望景観については追加調査を予定しています。

当初計画から変更された事項については改めて予測・評価を行う方針です。

【22】

《方法書》 p183

二酸化窒素等の調査及び予測地点を計画地から約5km離れた「文献その他の資料調査」地点とすることは適当ではないのではないか。

準備書の作成に当たり、「施設の稼働」の項目に関しては、計画地近隣の住宅地や生活関連施設を代表する地点を複数選定し、春夏秋冬各季において、実測による調査を行う必要がある。

ほかにも、「建設工事に伴う運搬」、「廃棄物の運搬」といった項目ごとに、その特性に応じた調査地点を選定する必要もある。

(環境保全課)

【回答】

大気質の現況については、経年的な変化も把握できる常時監視測定局における測定結果をもとに整理することとしています。